

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和3年 6月22日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時17分
場 所	第1委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・松岩・山田各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した理事者の紹介をお願いします。

(理事者紹介)

○委員長

理事者が退室されますので、少々お待ちください。

(理事者退室)

○委員長

先に皆さんにお願いをさせていただきます。皆さんマスクをされておりますので、発言の際は、できればマイクを近づけて話してください。相手に伝わるようによろしくお願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「産業廃棄物等処分事業経営戦略の策定について」

○(生活環境) 管理課長

産業廃棄物等処分事業経営戦略の策定について御報告いたします。

この計画は、令和3年第1回定例会厚生常任委員会で素案としてお示しいたしました。

その後、本年3月29日から4月27日までの30日間パブリックコメントを実施し、お一人の方から2件の御意見をいただきましたけれども、いずれの御意見も原案の変更に至る内容ではなかったため、市長決裁を経て本計画とし、このたび委員の皆様にお示しさせていただいてございます。

産業廃棄物等処分事業について、令和3年度から12年度までの10年間この計画に基づき将来にわたって安定的に事業を継続していくよう努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長

「第3次小樽市男女共同参画基本計画の策定について」

○(生活環境) 男女共同参画課長

第3次小樽市男女共同参画基本計画の策定について報告いたします。

本市では、男女共同参画社会基本法を受け、平成15年に小樽市男女平等参画基本計画を、25年に第2次計画を策定し、これに基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めております。

現在の第2次計画の計画期間が令和4年度をもって終了することから、引き続き取組を推進するため、令和5年度を始期とする第3次小樽市男女共同参画基本計画を策定いたします。

策定期間は、今年度と来年4年度の2か年とし、今年度はアンケートにより男女共同参画に関する市民意識調査を実施するとともに、現計画における各事業の評価を行います。

来年度は、市民意識調査と事業評価を踏まえ庁内の組織で具体的な策定作業を進め、市民、学識経験者、関係団体から構成する小樽市男女共同参画推進市民会議の意見を聞くなどし、令和4年度中の計画策定を予定しております。

○委員長

「新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について」

○(福祉保険) 保険年金課長

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

これは、周知用のリーフレット、ポスターですけれども、これを基に説明させていただきます。

本市では、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難になった世帯に対しまして、減免制度を令和3年度も実施いたします。

まず、減免の対象となる方ですが、資料の一番上の①ですけれども、主たる生計維持者が当該感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合は保険料が全額免除となります。

それから、②ですけれども、当該感染症の影響によりまして、主たる生計維持者の本年の事業収入、給与収入等のいずれかの収入について令和2年と比較して3割以上の減少が見込まれるほか、何点かの要件に該当する場合減免の対象となり、保険料の一部または全額が減免となるというふうになってございます。

実際に減免となる額の計算方法につきましては、その下に記載のとおりとなっております。

なお、資料にはございませんけれども、減免の基準は昨年度と変わりませんが、昨年度は国から全額の財政措置があったところを、令和3年度につきましては保険料の全調定額に占める減免の割合に応じまして、国の財政措置が10割、6割、4割というふうに変動する仕組みとなっております。昨年度の実績からいいますと、小樽市の財政措置は4割となるのが現在想定されてございます。そのため、小樽市としては、昨年度同様、全額の財政措置をしていただくよう北海道市長会などを通じて国に要望しているところでございます。

また、先般国から発出された新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免に関するQ&Aが出たのですけれども、これの中では、今言った地方負担分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能との見解が示されたことから、交付金の残ですとか追加の状況など見極めながらですが、同交付金の活用についても併せて検討していきたいというふうを考えてございます。

○委員長

「介護保険対象サービスにおける令和5年度開設事業者の募集について」

○（福祉保険）太田主幹

介護保険対象サービスにおける令和5年度開設事業者の募集について、別紙お手元の資料に基づき説明させていただきます。

小樽市では、令和3年度から5年度までの計画となります第8期介護保険事業計画に基づきまして、介護対象サービスの基盤整備を図るため、5年度に開設する居宅サービスを提供する特定施設入居者生活介護事業者及び地域密着型サービスを提供する事業者を公募により選定するものです。

まず、「1 募集する介護保険対象サービス事業の内容」ですが、資料を御覧ください。

一つは、居宅サービスとしまして特定施設入居者生活介護は1事業所が公募となります。開設年度は5年度中となりまして、日常生活圏域は市内全域、施設の定員は50人としております。

次に、地域密着型サービスとしまして4種類のサービス事業を公募とします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を各1事業所、いずれの事業所につきましても5年度中の開設で、対象となる日常生活圏域は市内全域となります。事業所の定員につきましては、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護が29人、認知症対応型共同生活介護が18人としているところです。

次に、「2 選定に向けたスケジュール」ですが、こちらは去る6月4日から小樽市のホームページにて、公募要領及び応募様式等を公開しており、6月18日まで公募に係る質問を受け付けたところであります。

事業者からの応募受付期間は、6月28日から7月30日までとしており、8月2日から8月13日まで応募書類について書類審査を行いまして、8月23日に小樽市地域密着型サービス運営委員会委員により応募事業者のヒアリング審査を行います。

その後、8月31日までに書類審査及びヒアリング審査の結果に基づきまして、委員会が事業者として選定すべき法人を選定し、市長が委員会の意見を踏まえ事業予定者の選定作業及び事業者を決定する流れとなるものです。

○委員長

「小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について」

○（保健所）次長

令和3年第1回定例会以降の経過について報告いたします。

資料を御覧ください。

本市における陽性者、行政検査数等の状況についてですが、まず、これまでの累計患者数は、令和3年6月20日公表分までで延べ1,210名、月ごとの陽性者数を御覧いただきますと、令和3年1月には395人と急増し、2月から3月にかけて減少いたしましたけれども、4月下旬から増加、5月は319人と1月に次ぐ患者数となりました。

増加の要因といたしましては、ゴールデンウィークからその後にかけて人の動きが活発になったことなどが考えられまして、また感染者が家庭内で感染を広げた状況があります。

また、5月中旬までは若い世代の感染が目立ちましたが、5月中旬以降は高齢者の感染が大半を占めています。

6月20日現在で、入院者数は40名、宿泊療養施設入所者数が2名、自宅療養者は1名、死亡者は累計で55名、陰性確認済みは1,112名となっています。

検査数につきましては、保健所のほか、医療機関における検査分も含み6月20日までに2万4,113件の検査を行っており、陽性率を見ますと全体では5.0%、陽性者が急増した令和3年1月に9.6%、また、5月には6.5%と上昇しておりますけれども、6月には2.7%という状況になっております。

下段のグラフは、週合計の人口10万人当たりの陽性者数の推移でありまして、折れ線は感染経路不明の割合となります。

昨年の年末から表示しておりますけれども、2月1日にピークがあり、その後急激に減少しておりまして、3月下旬から4月中旬までは感染者があまり出ておりませんでした。4月下旬から急増し始め、ゴールデンウィーク明けから急増、5月25日にピークとなる102.1となりました。6月に入ると減少傾向にあり、6月20日現在では6.0人まで減少しています。

裏面を御覧ください。

「3 クラスター発生状況と経過」についてですが、令和3年第1回定例会以降、資料にありますとおり、高齢者施設や高校、飲食店などでクラスターが発生いたしました。これらのクラスターにつきましては、6月17日までに全て収束を確認しております。

続きまして、「4 変異株スクリーニング検査について」ですが、3月上旬から北海道立衛生研究所などにおいて変異株スクリーニングの検査及び確定判定が実施されてきましたが、4月21日からは本市においてもスクリーニング検査を実施しております。6月13日現在となりますが、これまで300件の検査を実施し、うち277件が陽性（変異株疑い）となっております。そのうち13件が確定判定されています。

なお、6月14日からは検査対象をこれまでのアルファ株、いわゆる英国株と言われるものから、デルタ株、いわゆるインド株に切り替えて検査を実施しています。デルタ株につきましては、これまで検出はされていません。

最後に、「5 保健所における取組など」について御報告いたします。

まず、令和2年11月16日に開設した小樽市発熱者相談センターは、今年度も引き続き開設しており、市民からの相談や検査に対応しておりまして、令和3年6月18日現在までに4,278件の相談を受けております。

4月以降の感染者の増加を受けまして、市内医療機関での患者の受入れ病床の拡大について調整を行ってまいりましたが、5月8日及び5月24日に受入れ病床の拡大が可能となりまして、現在は市内全体で約100床を確保しているという状態となっております。

それと、市内全体におきましては、5月16日に緊急事態宣言が発出され、本市は札幌市や旭川市などとともに特定措置地域に指定され、5月28日には緊急事態宣言が6月20日まで延長となっています。

また、6月21日以降は緊急事態宣言が解除されまして、6月21日から7月11日までは札幌市のみ、まん延防止等重点措置区域となりますが、本市は、石狩振興局管内及び旭川市とともに、経過区域として感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条による、要請の対象となり、飲食店においては5時から21時までの営業、酒類提供は11時から20時までの提供などといった要請・協力が依頼されている状況にあります。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

それでは、小樽市における新型コロナウイルスワクチン接種について、第1回定例会以降の状況について御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、「1 医療従事者の優先接種について」は、北海道が体制を整備しておりまして、6月末までには接種を終了予定でございます。6月21日現在接種実績といたしましては、1万2,548回、接種率72.1%と、国のワクチン接種円滑化システムより把握しております。

対象は8,700人掛ける2回ということで1万7,400回となっております。

次に、「2 住民接種について」でございます。

1点目、国から配送されるディープフリーザーの配置につきましては、6月ということでしたが前倒しでお願いしたところ5月末で配送が終了したところでございます。保健所と市内医療機関7か所に各1台ずつ合わせて8台配置されました。

2点目、接種体制につきましては、対象者に応じまして個別接種を中心に、巡回接種、訪問接種、集団接種を行う体制を取っております。

3点目、接種順位につきましては、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの方、上記以外の方の順に実施いたします。

4点目、接種状況についてです。

4月19日から高齢者の接種が小樽市でも始まりまして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などから開始しております。6月21日現在、接種実績といたしましては2万2,431回、接種率24.4%となっております。対象は4万6,000人で掛ける2回ということで、9万2,000回となっております。

次に、「3 今後の予定（一部実績含む）」でございます。

一部実績もございますけれども、これまで施設系、入所系の事業所に御案内したところでございますが、6月15日に在宅サービスの事業所、障害者施設へ先行予約受付開始につきまして案内文を送付しております。それとともに、市内の委託医療機関にも上記事業所及び基礎疾患のある方の先行予約受付について依頼文をお送りしております。

6月26日から7月31日までの7月11日を除く土曜日、日曜日に10回集団接種を実施する予定で、現在準備を進めております。こちらの集団接種につきましては、国から通知がございまして、7月末までに高齢者2回分の接種を終了するようということでございましたので、その追加の補助金もつきますということで、それを活用して行うことになっております。

接種券につきましては6月29日に60歳から64歳までの方に接種券をお送りいたします。7月14日には12歳から59歳までの方に接種券をお送りいたしまして、これで市民の皆様への接種券の送付は終了となります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第6号について」

「議案第7号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例は、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準内閣府令が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、特定地域型保育事業における小規模保育所におきましては、近隣の保育所や幼稚園などを連携施設として確保することが必要となっております、このたびの基準内閣府令の改正によりまして連携施設に国家戦略特別小規模保育所が追加されたものです。

なお、この施設については現在本市において該当する施設はございません。

施行期日は公布の日となっております。

続きまして、議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

本条例につきましても、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、家庭的保育事業における記録や文書の作成については書面で行うこととなっておりますが、このたびの基準省令の改正によりまして、書面に代えて電磁的記録により行うことができるようになったものですが、現在本市において該当する施設はございません。

なお、施行期日は令和3年7月1日となっております。

○委員長

「議案第8号について」

○（こども未来）放課後児童課長

議案第8号小樽市総合福祉センター条例及び小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案第8号につきましては、児童福祉法で規定する児童厚生施設である小樽市とみおか児童館、小樽市いなきた児童館、小樽市塩谷児童センターの3施設を一括管理する目的で条例の一部改正を行うものであります。

現行では、とみおか児童館は小樽市総合福祉センター条例に基づき、小樽市総合福祉センターとして福祉保険部が所管で指定管理を行っております。小樽市いなきた児童館及び小樽市塩谷児童センターは、小樽市児童厚生施設条例に基づきこども未来部がそれぞれ指定管理を行っており、その終期はいずれも令和3年度までとなっております。

令和4年度の指定管理者の更新において、児童厚生施設として、こども未来部が所管し3施設を一括管理するため総合福祉センター条例に定める、とみおか児童館の規定を削除し、当該規定を児童厚生施設条例で定めるとともに所要の改正を行うものであり、施行期日は令和4年4月1日となっております。

○委員長

「議案第10号について」

○（病院）事務課長

議案第10号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

現在、小樽市立病院では、脳、脊髄から末梢神経及び筋肉に生じる様々な病気について内科的に診療する専門分野として神経内科を標榜し診療しております。

平成30年3月に神経内科の基幹学会であります一般社団法人日本神経学会より、一般の皆様から神経内科という標榜科名が心療内科や精神科と区別しづらいなどの意見があったことから、神経内科から脳神経内科への標榜名変更の推奨がありました。

この標榜科名変更により、脳と神経の疾患を内科的に診療する科であることが分かりやすくなることや、一般的に広く知られている脳神経外科と対比となる内科であることの位置づけが明確になることで受診しやすくなり、早期治療につながるものと考えております。

○委員長

説明員が退室されますので少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○山田委員

○小樽市産業廃棄物等処分事業経営戦略について

本日の資料から小樽市産業廃棄物等処分事業経営戦略に関連してお聞きします。

計画は今年度から10年間の令和12年度までで、供用開始から36年経過し、管理運営業務は民間委託を継続中、現在の経営状況については各収益率は100%以上を維持している状況と聞きます。

最初に、このような状況をどのように捉えているのか御所見をお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

経営戦略につきましては、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう総務省から策定要請がありましたことから、前回の厚生常任委員会で御協議をいただきましてこのたび策定したものでありますけれども、産業廃棄物等処分事業におきましては、営業収支比率、経常収支比率、総収支比率の各収益率はおおむね100%以上を維持してきておりますので、健全かつ安定した経営状況が見込める状況と考えてございます。

○山田委員

次に、経営の基本方針についてお聞きいたします。

本市の産業廃棄物等処分事業設置条例の経営の基本について、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を推進するよう運営するものとあります。

そこで、お聞きいたしますが、本市ではゼロカーボンシティ宣言、また各地方都市でも排出ガスの抑制、世界的なSDGsの流れや環境への配慮など、私の認識では廃棄物の発生が抑制されていくのではないかと考えております。

本市の今後10年間の基本方針について、どのようなお考えでいくのか、この方針についてお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

このたびの経営戦略と、5ページに、「計画期間中、埋立容量や施設の老朽化などの状況や、経営環境に大きな変化が認められる場合には、随時、計画を見直す」という記載もしてございます。

委員の御指摘のような、産業廃棄物等の受入れ量に大きく影響するような要素が発生した場合には、経営の基本

方針を含めて経営戦略の見直しを検討することになるものと考えてございます。

○山田委員

それでは、今回この経営戦略を出されました。その中で、今回大幅に減っている部分で少しお聞きしたいのですが、埋立処分需要の見通しと書いております。その中で、土砂が平成29年度から令和2年度見込みまで2万から大体6万トン、これが3年度以降の計画値では8,100トンとなっておりますが、これはどのような計画なのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

前回の厚生常任委員会の中でもお答えしましたが、今回の経営戦略につきましては、計画の数値が不確定要素を見込まないで、安定的に経営できるために確実な部分で見積りを立ててございます。

これまで公共事業等の発生する土砂によって、多少その年によって凸凹といいますか、受入れ量の増減はありますけれども、そういったような、その年、その年の増の要素というものを除いて確実な部分で経営戦略は立ててございます。

○山田委員

そうですね。本当に、こういうものは受動的な部分があるので、凸凹してもその年々の状況に応じて対応していかなければならないと私も考えております。

今回、いただいた収支計画の中では、資本的収入の部分で、まだ平成30年度決算や、令和10年度までの企業債など、まだ未記入の部分がありますが、これはある程度固まった時点で記入されるということによろしいですか。

○（生活環境）管理課長

今、企業債のお話でしょうか。この産業廃棄物等処分事業におきましては収益のほうが上回ってございますので、企業債はこれまでも今後も発行しない形で推移というか、経営できていくかというふうに考えてございます。

○山田委員

ますますこの経済が変化していく中で、適切な収支計画をよろしくお願いいたします。

◎小樽市立病院敷地への薬局設置について

では、質問を変えて、病院敷地への薬局設置について何点かお聞きいたします。

最初に、病院事業業務状況説明書下半期分から何点かお聞きいたします。

現状の経営状況、借入れなどをお聞かせください。

次に、参考資料として前年度比較、収益的収支の状況などお聞かせ願いたいと思います。

○（病院）経営企画課長

まず、経営状況や借入れの状況ということになりますけれども、令和2年度の経営状況につきましては、上半期と同様下半期でも新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。

入院においては、延べ患者数が前年度下半期との比較で9.9%減の5万4,846人となりまして、外来におきましては9.4%減の9万5,948人となりました。

これらの大幅な患者数の減少によりまして、入院収益は前年度よりも約10億1,700万円の減収、外来収益は約1億3,100万円の減収となりました。

また、今年の年明け頃には、年度末に向けて多額の資金不足が見込まれたことから、昨年度に創設されました特別減収対策企業債を運転資金のために8億円借入れて対応してきたところであります。

あと、収益的収入の状況等になりますけれども、令和2年度の収益的収入全体につきましては、前年度と比較しまして約3億5,600万円の増額となりました。この結果につきましては、令和2年度はやはり年間を通じまして新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことによりまして、入院収益、あるいは外来収益とも大幅な減少となった、その一方で、国の補正予算等によりまして年度末に向けて国や道の補助金が拡充されてきたということがご

ざいましたので、そこで収支の改善が図られてきたものというふうに認識しております。

○山田委員

しっかり収支とんとんということで理解しておりますが、看護師などに少しお話を聞く機会があって、いろいろと現状を私なりに見てきた中では、本当に開院当初から見ると患者数も減って活気がなくなっているように私は思っております。

そこで、次に、小樽市立病院敷地内に考えている薬局について何点かお聞きします。

最初に、並木病院局長から現病院の医師の体制や待遇についても聞いております。

また、医師、看護師の確保に並々ならぬ御努力をいただいていることにまずもって感謝申し上げます。

さて、今回の薬局の設置については全国的な流れの中で昨年から検討されたと、先日の予算特別委員会でも我が会派の濱本議員が質問しておりました。

その中で、目的については、医師、医局が集う待機スペースの確保や、ある程度のそういう建物のスペースを造って確保したいということも聞いております。

まず、この目的について病院局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（病院）事務課長

設計当時、医局については60名想定で設計しておりましたが、現在研修医を含めまして85名となっております。

今後医師の働き方改革を考えると増員が必要となり、それに伴う医局スペース確保が喫緊の課題となっているほか、平成26年12月の開院後、医療提供体制の充実に伴い患者が増加したことから、医局や執務スペースを確保するため会議室を転用して対応しておりますが、院内にはこれ以上スペースがないことから、当院敷地内に薬局を誘致して、事業者が建設する建物の一部を当院が賃借し、院内のスペースの確保を図りたいと考えたものです。

○山田委員

開院当時は医師が60名、現在85名と聞いております。1人1畳増えたとしても、25名分増えているということですから、やはりスペースの確保が今は難しいことがよく分かりました。

経営者として考えた場合、病院の医師の確保は本当に重要だと思います。ただ、この点について敷地内に建物を建てる以外に方法はなかったのか、その検討をしたのか、それとどういうことを考えたのかお話をお願いいたします。

○（病院）事務課長

先ほども御説明しましたが、これまで、会議室の転用、そのほかに本来個室の副院長室を仕切って今2人で使用しているなど、そういうことで対応しておりましたが、限られたスペースではこれ以上の対応が困難なことから、今後の働き方改革に伴う人員増なども見込まれますので、建物の建設が必要であると考えております。

○山田委員

それでは、建物を建てる以外に方法はないということで確認させていただいてよろしいですね。

○（病院）事務課長

はい。今のところはそういう考えでおります。

○山田委員

先ほども言いましたが、医師の確保は本当に難しいと思います。

私も看護師から聞いた話なのですが、ある病棟の医師がこの6月をもって退職されると聞いております。これは聞いた話ですが、その医師が退職することによって小樽市立病院の患者が、おおよそ50名以上ほかの病院に移るとも聞いております。そうすると、この小樽市立病院の経営についてどうお考えになるのか、まずその点だけ少しお聞かせください。

○（病院）事務部長

医師が退職して、患者がその医師についていくとか、そういう形になりましたら病院としては収益の減収というのは見込まれるところでございます。

○山田委員

患者が50名、年間幾ら使うのですかね。1回の診療で約3万円、それが12か月ですから相当な金額が減ると私も考えております。

そこで、この医師の確保のため、例えば、やはり建物を建てた場合、どのようなものをお考えなのか、その点は何かお考えとかあるのでしたらお聞かせください。

○（病院）事務部長

今、我々が考えていたのは、新しく建てる建物自体は病院本体から離れる形になりますので、医師の部分につきましてもその部分を使うということではなくて、建物自体には今後のICTの発達等で、例えばウェブ会議なども想定されますので、会議室においてはそういう情報発信機能を備えた会議室ですとか、あと、事務部の執務スペースに使わせていただいて、我々事務部の空いたスペースを使って、医師については環境の整備を整えていきたいと考えていたところでございます。

○山田委員

本当にそうですね。私も見させていただきましたが、本当に物置みたいところで検査をされているようです。

この項最後に、病院敷地内に設置を考えている薬局について、1点だけお聞きします。

この薬局については、薬剤師会や門前薬局にどのような周知、説明会を行いましたか。

また、この設置した敷地内の薬局には、どのようなメリット、デメリットが考えられるのかについてお示し願いたいと思います。

○（病院）事務課長

小樽薬剤師会には、会長らと数回当院の現状や取組の必要性、実施方法等を説明し御理解をお願いしたところであります。

また、門前薬局に対しての説明は、病院から行ってほしいという依頼が薬剤師会からありましたので、今月初めに小樽薬剤師会と同様の説明を行いました。

また、その説明会では反対の態度を示す門前薬局は特になく、プロポーザルに参加したいというような意見もあったところです。

また、敷地内薬局を設置した場合の当院のメリット、デメリットについてですが、メリットといたしましては先ほど御説明していますが、実質負担なしで新たなスペースが確保できるということと、患者の利便性、負担の軽減につきましても当院側に調剤薬局がないことから、高齢者、障害者などが向かい側の門前薬局まで移動しなければならぬということが解消できるほか、敷地内薬局の取扱い処方箋の総数に対する当院の処方箋の割合が70%を超える場合、調剤基本料が安くなるということで医療費の負担の軽減がメリットとして考えられます。デメリットにつきましても、病院としてのデメリットはないのですが、あえて挙げるとすれば門前薬局の売上の減少が考えられるかと思えます。

○山田委員

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

それでは、この質問は終えまして、次、ワクチン接種について何点か聞いて終わります。

今後、このワクチン接種については64歳以下の予約ができるようになり、職場、学校接種が可能になります。

関連してお聞きしますが、このワクチン接種後の副反応、個人差があるわけですがこの副反応への周知、対応を改めてお聞きします。

また、痛みや熱に対するの対応で、個人で解熱剤や鎮痛剤の用意をするべきとも考えますがどうでしょうか。

それと、20日に河野太郎行政改革担当大臣が報道で言うておりましたが、12歳以上の児童・生徒への接種、この報道を聞いてどのような御感想を持ったのかお聞かせください。

それと、新型コロナウイルス感染症の後遺症の外来について、例えば、保健所へ後遺症の届けがあるのか、対策、対応について具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず、1点目でございますが、副反応への周知、対応ということでございます。

こちらは、各医療機関にお任せしているところもございますけれども、改めまして、市のホームページですとか、あとは集団接種におきましては、来た方にチラシをきちんと配布いたしまして、副反応についての周知を考えております。

ただ、現在、接種券をお送りしている中にファイザー社のワクチンの説明書も同封してありまして、少し字が小さいものではございますけれども、そちらにも副反応については記載しているところがございます。これは国がつくっているものですが、それを一人一人に接種券と一緒に配布させていただいているところがございます。

あと、専門的な御相談につきましては、北海道が副反応の相談などをしていますので、お問合せが対策本部にあったときにはそちらを御紹介しております。

あと、痛みや熱に対するの個人の対応ということで解熱剤や鎮痛剤の用意ということでございますが、こちらは個人が薬局で市販されている、薬局で準備といいますか、お買いになっているということもあるでしょうし、あとは、副反応なので2日程度熱が出て、その後熱が下がれば、特別、医療機関に行かなくても受診されなくてもいいということもございますので、その対応につきましては、かかっている医師のところへ御相談されていたりという方もおられるというふうには聞いております。ですから、市としては解熱剤や鎮痛剤の用意を必ず接種前にしてくださいという御案内はしておりません。

あと3点目でございます。

本市の児童・生徒への接種についての感想でございますが、こちらは、12歳以上の方につきましてもファイザー社のワクチンに限って接種することができるようになりまして、国にワクチンの要領がございます。実施要領でございますが、その中では、保護者の方がその内容を理解できるように、接種に当たっては御説明をして、そして、本予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種をとということになっておりますので、子供につきましても大人と同様に、保護者の方にきちんと御説明をされまして、そして接種していただくということになります。ですから、親の不安を軽減し、そして必要な方、御希望の方には接種をしていただくということになるかと思っております。

ただ小児科学会で、子供につきましては集団接種を必ずしもお勧めはしていないという、かかりつけの小児科などでの個別接種がいいのではないかという見解もございまして、こちらは今、小樽市医師会の小児科部会の医師たちと御相談しながら体制について検討しているところでございます。

○（保健所）健康増進課長

私からは、新型コロナウイルス感染後の後遺症ということでお答えいたします。

後遺症について、そういうようなことがあったかなかったかと、対応があれば対応ということでございます。ずっと1年以上こちらも対応しておりまして、やはり、新型コロナウイルス感染症は、治療が終わった後も後遺症と思われる相談は保健所はかなりありました。その中で、そういうことをこちらで把握したときには、まず、受診をお勧めしております。こちらの受診につきましては、基礎疾患がある場合はかかりつけを受診するようにということをお勧めしております。

また、感染し、長い入院期間になりますと、特に、小樽市ですと高齢者が多いので、高齢の方は身体機能が低下

して、新型コロナウイルス感染症は治ったのですけれども生活機能が低下するというようなこともありますので、そういう方につきましては介護のサービスにつなぐような支援を行っております。

また、医療機関への働きかけといたしまして、1月には退院基準を満たした患者、治療終了した患者の、例えば引き続き治療が必要、入院が必要ということにつきましては受入れをしてくださいという要請、2月には後遺症の診療ということで、こちらの相談がそれぞれの医療機関にあった場合には対応していただくというようなことを依頼するような文書を医師会を通じて出させていただいております。

○山田委員

本市でも6月20日現在で陽性者が累計で1,210名出ているので、今後ともよろしくお願いたします。

○松岩委員

◎厚生所管の市民文化系施設について

一つ目が、厚生所管の市民文化系施設についてですけれども、このたび付託替えとなりました陳情第7号には、札幌市にもなくほかにも類を見ない誰もが芸術を楽しめる芸術拠点、それから陳情第11号には、歴史的遺産を生かして未来に向かってスポーツと音楽など文化芸術があふれた魅力的なまちづくりというような内容が書かれています。

既存の市民文化系施設の活用や、今後新たな市民会館等が建設されるとなれば、それも含めた活用の在り方を示す必要がありますが、最初に伺いますけれども、厚生所管の市民文化系施設は指定管理者が運営しておりますが、活用の在り方についてはどこが検討して実施すると理解したらよろしいでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

生活環境部で所管している施設につきましては、部内で検討することになると思います。

○松岩委員

それで、市の公共施設の再編に関する議論では、人口減少を見据えて将来の人口規模に見合ったものに市内の公共施設を再編していくというふうにしております。ホール機能として類似する小樽市民会館とマリンホールについては、市民会館が老朽化する中で新しいものを新築すべきか否かという議論があるところです。

今後の計画とは別に、市民文化系施設の活用の在り方を検討する際に、そもそも市は現在ある市民会館とマリンホールの違いをどのように考えていますか。

また、その違いを前提に運用し活用が検討されているのか伺います。

○（生活環境）小山主幹

現在の市民会館は、大ホールなのですけれど1,216人収容します。市民センターのマリンホールにつきましては453人という規模になっております。市民センターは、当時市内の文化団体等から中規模ホールの要望があつて建てられたという経緯がございます。

どちらにしても、大ホール、中ホールそれぞれいろいろと利用者の方のニーズはあると思いますので、それぞれの施設ごとに考えていかなければならないと考えております。

○松岩委員

そうすると、違いは座席数だけと理解していいですか。

○（生活環境）小山主幹

人数的なものでいえばそういう形になると思います。

あとは、利用者が何人のお客さんをお呼べるかということもあると思うので、全体の利用人数に影響するのではないかと考えております。

○松岩委員

取りあえず、今日は突っ込みません。

それで、これらの市民文化系施設は、今は生活安全課の市民相談係が所管になっているのですけれども、一方で、本市には教育委員会に生涯学習課がありまして芸術及び文化の振興を所管していると。

他都市では、これを小樽市のようにやっているところもあれば、本市の生涯学習課に当たるような部署が市民文化系施設を所管して運営しているところもあるのですが、本市でなぜこのような体制になっているのかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

今、委員おっしゃったとおり、他都市において担当課が、生活部系、市民部系、教育部系と分かれているところはございます。

小樽市としては、社会教育系施設につきましては教育委員会が所管しておりまして、市民会館という施設は社会教育系施設という位置づけになっておりません。それで、現在まで生活環境部が担当しているということになっております。

○松岩委員

現状で、それは円滑に運用が行われているのでしょうか。教育委員会との連携ですとか部署の移管などについての議論があったかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

現在の市民会館、市民センター等の施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定管理者の利用者の対応なども努力していただいております。施設運営は円滑に行えていると思います。

また、教育委員会との連携につきましては、例えばですが、文化団体協議会などの団体行事を開催する際は生活環境部と指定管理者、そして教育委員会の三者で連携して利用団体の皆様へ支障なく快適に御利用していただけるように対応させていただいております。

また、教育委員会の移管につきましては、これまで議論はしておりませんでした。

○松岩委員

これから議論する予定はありますか。

○（生活環境）小山主幹

これは、今すぐには即答できませんけれども、内容によっては検討していかなければならないと考えております。

○松岩委員

その答弁つらくないですか。もう一回答弁お願いします。

○（生活環境）次長

小樽市公共施設長寿命化計画では第2期で市民会館建て替えということになりますけれども、その際に社会教育系施設になれば、統合して公民館の機能を持たすですとか、そういうことになれば教育委員会との協議が出てくるかと思いますが、現在そのようには考えてございません。

○松岩委員

市民会館自体は、一般的には、社会教育法でしたか、の社会教育施設にもなると思うのですけれども、市としてはそうは考えないで、あくまで単純に行政の縦割りとして教育委員会が持ったほうが、文化及び芸術の振興をする部署がその建物の管理もしたほうが行政的に効率的ではないかと思うのですが、その点についてはどう思いますか。

○生活環境部長

委員がおっしゃっているのは、多分、公民館の話だとは思いますが、公民館という位置づけになれば、社会教育法に位置づけている施設になりますので、そうすると教育委員会の所管になるのかというふうにご検討お

ります。現在の市民会館についてはそういった位置づけになっておりませんので、現在、生活環境部で所管しているという考えでございます。

○松岩委員

公民館とは一言も言っていないですけども、そんなに難しい質問しましたか。やめますか。また次回やります。

それから話を続けて、今、厚生所管の市民文化系施設では、申込み用紙をダウンロードして書き込んでファクスで申込みするという複雑な手順になっているのですけれども、なぜこのような申込み手順を取っているのかもお示してください。

○（生活環境）小山主幹

これまで申込みにつきましては、指定管理者から利用者へ確実に申込みを受理するために、現在は例えば施設にお届けするとか郵送する、それと遠方の方につきましてはファクス等、ペーパーでの受付とさせていただいている経緯がございます。

○松岩委員

これをペーパーレス化で申込みできるように整備するという考えはありますか。

○（生活環境）小山主幹

現在、インターネットやスマートフォンを利用する方もかなり多くなってきておりますけれども、御高齢の方のサークルなどですと、やはり今でも直接ペーパーで申込みするケースが当分なくなるかとは思いますが、今後、指定管理者が対応可能かどうかも含めて相談していきたいと考えております。

○松岩委員

それは併用したらいいと思うのですが、その指定管理者が対応できるできないというのはこちらで対応してくださいというふうにはできないものなのですか。

○（生活環境）小山主幹

直接お持ちになるときは開館時間になると思うのですが、例えばインターネットで申し込んだときに夜とか夜中、時間が関係ないときに受付したときの対応について少し考えていかなければならないのかと考えております。ですから、できないというわけではないのですけれども、直接お持ちになる方とインターネットで申し込んだ方で不公平が生じないような形を考えていかなければならないと思っておりますので、その辺を少し研究していきたいというふうに考えております。

○松岩委員

これも深掘りはやめましょう。研究されるということなので少し見守りたいと思います。

それから、使用料金についてですけども、現在は、チケット収入の金額によってホールの利用料金の変動する料金体系となっているのですが、それも含めて施設全体の利用料金は何を根拠に設定されているものかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

基本料金の件でよろしいでしょうか。

入場料金の金額につきましては、3年に1回調査した時点で他市の状況など金額を調べ、小樽市の金額に対応している形となっております。

先ほど言った入場料の金額に応じて基本料金を割増ししておりますけれども、こちらの根拠につきましては別途定めております。

○松岩委員

要は手数料条例を数年に1回見直すときに他都市の状況と比較して設定しているという理解でいいのですよね。

○（生活環境）小山主幹

基本料金につきましてそのベースの数字を調査させていただいております。

○松岩委員

それで、今、観客を入れられないなどという事情もあるので、オンラインで配信するというのが一般に行われるようになったのですけれども、例えばそのオンライン配信で投げ銭というのですが、配信をしているのに対して別に特定のチケット収入を求めずに一方的に金銭を渡すようなやり方があるのですけれども、そうなった場合に最初から1,000円とか2,000円という入場料を定めていないので、例えばそこで収益が何十万円、何百万円と上げることも理論上はできるが、今の仕組みだとチケット収入は取っていないということになるのですが、こういったやり方をする、ホールの利用をする場合に、ホールの利用料金はどういうふうになりますか。

○（生活環境）小山主幹

今、委員おっしゃったとおり、ホールの申込みをする際には、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、入場料金を幾ら取るかということも申請書に書いていただいております。それに合わせて料金を設定させていただいているのですけれども、今時点で小樽で先ほどの委員からお話がありましたようなケースがないというのが実態です。ですが、今後このようなイベントが増えることも想定されますので、ほかの市でそのような取扱いがあるかどうかということも調査していきたいと考えております。

○松岩委員

今、そのような利用の申込みがあった場合、料金はどのような扱いになりますか。

○（生活環境）小山主幹

今の時点で利用料金の申告がなければ通常の基本料金のみになると思います。

○松岩委員

分かりました。深掘りはまた違う場所でやります。

次の質問を伺います。

◎新型コロナウイルスワクチンの集団接種について

ワクチンの集団接種について。

余市町では余市モデルと称される周辺5町村が垣根を越えて集団接種を実施する取組が行われ、本市に比べて非常に高い接種率の状況にあります。

本市では、かかりつけ医での接種を先行させて、集団接種の話が出てきたのはここ最近のことでした。これがいいとか悪いとかという話ではないのですけれども、まずこのような状況になった経緯を説明してください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

このたびの集団接種につきましては、希望する高齢者のワクチン接種を2回、7月中に終わるよというように国からの通知もありました。また、補助金の増額もするというごもございまして、検討した結果、早く受けたい人には早くワクチン接種をさせていただく機会を確保するというで行うことにいたしました。

また、委員の皆様にご説明したと思っておりますけれども、市内の介護従事者等には個別接種をお勧めしてございまして、その方たちが医療機関で接種することになりますと、予約の枠を大きくしておかなければいけないということもございまして、市として集団接種をさせていただくということを企画したところでございまして。

○松岩委員

ということは、小樽市にとっては、いわゆる集団接種を取り急ぐよりは、かかりつけ医での接種をしたほうが全体的に早く進むと考えたということですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小樽市内の医療機関でもたくさんワクチン接種をしていただいで、当初よりは徐々に枠も拡大してきて、副

反応がある新しいワクチンということで、医療機関の皆様におかれましても手探り状態で始めたところがあったかもしれないけれども、やっけていく中で、高齢者の方につきましてはそれほど副反応もなくできるということもありまして、ワクチン接種の枠を広げていっていると。現在、平均すると1日1,000回程度のワクチン接種が市内の医療機関でできているような状況でございますので、かかりつけの医師のところでも市内の医療機関でお受けになりたい方もいらっしゃるし、当初、個別接種を中心にとということで企画したことにつきましては、接種計画といひますか進んできているのではないかとこのうふうには認識していたところでございます。

○松岩委員

私の理解力が乏しいためにおっしゃっている意味がよく分からないのですが、取りあえず続けます。

それで、余市町でやった余市モデルは、物理的には小樽市民も余市モデルの枠組みの中でワクチン接種を行うことが可能なのではないかと素人目に考えることができるのですけれども、例えば余市町や北海道から、うちでやりませんかなどというう打診があったのかどうか、それから、それに対して本市がどのような対応を取ったか伺いたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず集団接種のお尋ねですけれども、いつかは忘れたのですが北海道から、問合せがありました。大規模接種会場をしませんかということで、国がワクチンを確保します、北海道が場所を確保します、医療従事者は小樽市で確保してくださいというお話が電話できたところでございます。それを検討した結果、現在、個別接種を中心にする体制を進めていけるというう判断もございましたし、あとは、大規模接種の医療従事者の確保を小樽市でということになりますと、なかなか平日に行うのは難しいというのがあります。

余市町でやることにつきましては打診はございました。庁内で検討した結果、高齢者接種につきましてはかかりつけ医を中心とした個別接種を進めていくという判断になりましたので、お断りしたという経過がございます。

○松岩委員

余市町から打診があったのですか、それとも後志総合振興局を通してあったのですか。それで、どのような打診があって小樽市はどのような理由でそれを断ったのですか。明確にお願いします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず、余市町からの打診につきましては、後志総合振興局から小樽市にお話がありまして、そして、小樽市の庁内で検討した結果、高齢者接種は先ほど申しましたけれども個別接種を中心とした接種体制を進めていけるということもございましたので、お断りしたという経過はございます。

○松岩委員

要はもう既に小樽市はかかりつけ医の方々にお願いをしてやっていたという経緯があったから、5月末の話ですけれども、5月末にそういう打診があったとしても受ける状況になかったと。だけれども、今、またここ数週間になってウイングベイ小樽で集団接種をすることになったという話ですけれども、なぜこういう経緯になったのかを説明してほしいです。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班次長

まず余市町での集団接種の小樽市への投げかけということで、基本的には後志総合振興局から話があったのは、余市町の会場に小樽市民が行って接種を受けるという状況があったというのが一つ。

それと、先ほど班長からもお話がありましたけれども、5月下旬というお話があった時点で、市内の医療機関での個別接種が進んでいること、それとその時点である程度、市内で行う集団接種も視野に入れた中で、7月いっばいまでに高齢者の接種が終えられる見込みがあるということを見込んだ中で、なかなか小樽市民が余市町まで行って接種していただくということも難しい面があると判断いたしまして、そちらの申出に関してはお断りしたという状況になっています。

○松岩委員

もし余市町からそういう打診をいただいたら使えるリソースは全て使って早くワクチン接種をするというのが最近トレンドというか、なっていますので、そういうことがもし制度としてあれば、そういうところに行って打ってくるという人も一定数いたり、かかりつけ医の皆様も自身の病院での診療だとかいろいろなものを犠牲にしてワクチン接種の対応をしていただいているという本当にぎりぎりのところで成り立っている制度ですので、少しでもそういうところで使えるリソースは使ったほうがいいのではないかと思ったのですけれども、それを踏まえてやらなかったということなのですか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班次長

いろいろな機会を通じてたくさんの人に早く打ってもらうという考え方はそのとおりでと思いますし、小樽市としてもそのとおりにやっていきたいというふうに考えているところであります。ただ、既に供給を受けているワクチンもあって、有効期限といいますかいつまでに使わなければならないという期限もあって、その都合も結構7月末までの配分を受けている部分もありますので、それをなかなか余すわけにもいかない。

それと、若い世代への接種券もまだ送り出せる状況になかった。今、6月末までに60歳から64歳、7月中旬になってからは59歳以下ということで予定が立てられる状況になりましたけれども、その時点で接種券を具体的に何日に送れるということはまだ決めておりませんでしたので、ワクチンの供給量とストックの状況、接種券の発送の状況によって、その時点では余市町で接種を受けるという判断には至っていなかったという状況でございます。

○松岩委員

取りあえずは分かりました。

ここではもうやりません。次の質問に移ります。

◎片親疎外について

最後に、片親疎外について質問します。

昨年の第4回定例会で私が離婚・別居後の親子の面会交流について質問しまして、そこで、そういうことで困っている当事者の方とお会いする機会がたくさんあり、そこで伺った話の一つがこの片親疎外という話です。

まず、本市での児童虐待の状況について、発生件数や内容など簡単でいいのでお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

令和2年度の児童虐待相談件数は87件となっております。

虐待種別では、身体的虐待が13件、ネグレクトが7件、心理的虐待が67件となっております。

○松岩委員

市は、片親疎外について、その内容と子に与える影響をどう考えているかお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

片親疎外についてですけれども、その内容としましては、厚生労働省や文部科学省から具体的に片親疎外について定義する通知等はないのですが、内容としましては、ほんの数か月前まではどちらの親のことも好きだった子供が、両親の別居をきっかけに別居親に対してだけ強い拒否反応を示すことを片親疎外というふうに考えております。

その影響につきましては、いろいろな問題が生じると思われるのですけれども、最も大きな問題としましては、精神的問題を抱えやすいことだと考えております。

○松岩委員

片親疎外は本市が策定した児童虐待防止対応マニュアルに該当する虐待行為と市は考えていますか。

○（こども未来）こども家庭課長

片親疎外は一種の心理的虐待に含まれるというふうに考えております。

○松岩委員

それで、先ほど心理的虐待が昨年度で67件あったということで、これが一種の心理的虐待ということになると、この67件に片親疎外も入っているかもしれないのですけれども、市内で片親疎外の被害に遭っている子や別居親はいますか。

また、相談・通報を受けた場合、市はどのような対応を取りますか。

○（こども未来）こども家庭課長

片親疎外という形での相談は受けてはおりませんが、夫婦間のトラブルから生じた相談として対応した例はあります。

○松岩委員

それから、例えば先進自治体の東京都大田区では、児童虐待対応マニュアルを作成しています。そこでは、本市が作成したものよりもより詳細なリスクアセスメントシートだとか、児童虐待の通告の手順などを示しているのですが、本市のマニュアルにはそこまで具体的に書かれていないようですが、これに関して今後どのような対応を取るのか、最後に伺います。

○（こども未来）こども家庭課長

通報があった場合は、対象となる子供が関わっている機関に連絡して、子供の状況を確認、学校や保育園、幼稚園に通っている場合は登校や通園状況を確認します。その状況を基に市が作成している虐待対応アセスメントシートや、緊急アセスメントシートを活用して緊急度を判断し、緊急性が高い場合は児童相談所に通告します。緊急性はなくとも48時間以内には保護者の方と会い、状況の確認とともに子育てをしていく上で抱えている問題の対応をしていくと考えております。

○こども未来部長

今、委員の質問では、アセスメントシートなどがマニュアルに載っていないという話でしたけれども、配付したマニュアルには載っていないのですが、小樽市としてはシートは作成しておりますので、それに基づいて今課長がお話ししたような措置を取ることになっております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について及び陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について（第1項目の1、第3項目の1、第4項目）

それでは、陳情について何点か伺います。

今回の議会の中で、厚生常任委員会に付託替えの陳情が上がってきております。簡単に確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず1点目、陳情第7号です。

小樽市民会館について、旧緑小学校跡地に建設していただきたいという建設地の陳情であります。市民会館の建設地についてはどういう考え方なのかお知らせください。

○（生活環境）小山主幹

公共施設長寿命化計画のロードマップの中で、現時点では総合体育館が第1期ということで先行している部分になっております。市民会館は第2期で建て替えという形になっておりますので、通常、新築するにしても基本構想から供用開始まで10年ぐらいかかるということでお聞きしておりますので、市民会館を建て替えするという中でも、

第1期である程度スタートしていかなければならないというふうに考えております。その中で、人口とか市民のニーズ、それとその当時の人口なども考えて、含めた中で建て替えする場所をやはり考えていかなければならないと思っておりますので、その時点で検討することになるかと思っております。

○高橋（克幸）委員

当分先だということですね。

次に、陳情第11号第1項目の1です。

小樽商業高校跡に勤労女性センター、勤労青少年ホームを移転しないでほしいということでしたけれども、これについてはどのように考えられているのかをお聞かせください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームの小樽商業高校跡への移転の件でございますけれども、こちらの移転については、再編の話が始まった当初はそういった案も一つに挙げられてございましたが、実際のところは小樽商業高校跡へは教育委員会などが利用するというので、実際に今年の5月には教育委員会も移動し、別の利用方法が決まった中で、現時点では勤労青少年ホームの小樽商業高校跡への移転の予定はございません。

○（生活環境）勤労女性センター館長

勤労女性センターも勤労青少年ホームと同様に、現時点で移転予定はございません。

○高橋（克幸）委員

現時点でというお答えでしたけれども、今後については可能性はあるのでしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

今後につきましては、令和3年2月に策定されました公共施設長寿命化計画の中で、第2期、いわゆる2031年度から勤労青少年ホームの統合化・複合化ということで示されてございますので、その部分からいくとこの時点での移転はないというふうに考えてございます。

○（生活環境）勤労女性センター館長

現時点で小樽商業高校跡には、もう既に利用する教育委員会などの各施設が決まっておりますので、今後については、はっきりと行かないとは言えませんが、今の状況では移転することはないと考えております。

○高橋（克幸）委員

ということは可能性は0%ではないということですか。要は、今後も協議し議論の余地があるということなのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）次長

可能性ですのでゼロということはないとは思いますが、万が一、例えば国立小樽海上技術短期大学校が一旦は入るが、出ていくですとか、施設が空いたらそういった場合もあるかもしれませんが、現時点では想定してございません。

○高橋（克幸）委員

次に、陳情第11号第3項目の1です。これも勤労女性センターと勤労青少年ホームになっておりますけれども、陳情の内容は、託児所を設置することも検討してほしいという内容でありました。これについてはそれぞれどのような考え方があるのかをお聞かせください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームにつきましては、先ほども申し上げましたが、公共施設長寿命化計画の第2期での複合化・統合化の整備方針ということになってございまして、この整備方針を決定する時期が来た段階で、利用者の皆様の御意見を聞きながら検討することになるかと考えてございます。

○（生活環境）勤労女性センター館長

勤労女性センターには現在も託児室があります。それで、第2期でやはり勤労青少年ホームと同じように統合化または複合化の整備方針となっておりますので、勤労青少年ホームと同様に整備時期が来たときに考えたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

このままでは相当時間がかかるということですね。

最後の陳情第11号第4項目ですけれども、これは市民会館についてですが、市民会館大ホール（劇場機能）は現在あるホール機能を維持することと陳情内容はなっているわけですが、先ほどのお話ですとこれも相当先なのかという気はするのですが、考え方を再度示していただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今、委員おっしゃったとおりまだ先の話ですけれども、ただ、その時代にマッチした施設ということを考えていかなければならないというふうに考えておりますし、もちろん利用する方々の意見も聞いていかなければならないと思っておりますので、その時点で皆さんの意見を聞いて先ほどの計画を立てていくという形になると思っておりますので、それは先ほど言った基本計画を立てるときに取り入れて考えていきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

それでは質問を変えます。

ワクチン接種について伺いたいと思います。

まずお聞きしたいのは、ワクチンが搬入されるルートとその数量です。以前の議会での説明では、医療従事者は北海道から真っすぐ入ってくるルートだったのだと。高齢者については、小樽市に1回入って配分されるのだというお話でしたけれども、そのルートについて再度説明をお願いします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンが小樽市に入ってくるルートのことですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、医療従事者につきましては国、北海道で基本型接種施設であります小樽市立病院のディープフリーザーに配分を受けて、そこから連携型接種施設に配送という、分けるということになります。高齢者から始まりましてけれども、それ以外の市民向けのワクチンにつきましては、まずディープフリーザーがある基本型接種施設7か所と小樽市に一つありまして、そのディープフリーザーがあるところがV-SYSといい、国のつくっているシステムがありますので、そこにそれぞれが使う分を要求することになります。小樽市分の要求枠というのがあり、北海道がそれを確認いたしまして、調整が必要であれば減らしてくださいとか、そういう御連絡が小樽市にくるのですけれども、その場合は小樽市で医療機関に状況をお聞きしまして、道に御報告をするというようなことになっております。最終的に小樽市で配分の確定をしてくださいというのがV-SYS、大本のほうからきますので、それを確定すると、今度北海道もそれを確認いたしまして、最終的に国にいき、ファイザー社から小樽市、各基本型接種施設に直接冷凍のまま配送される仕組みになっております。配送につきましては、V-SYS上で何月何日に小樽市保健所に入ります、どこの医療機関に入りますというのが分かるのですけれども、時間につきましては当日の朝、宅配業者から何時頃着きますので受け取りの用意をお願いしますと御連絡がありまして、受け取ってディープフリーザーの中に保管するという流れになっております。

○高橋（克幸）委員

以前、説明されたその二つのルートは変わっていないということでした。

それで、確認したいのは、小樽市にこのファイザー社のワクチンが幾ら入ってきているのかは保健所で押さえているのでしょうか。そのルート別もしくは小樽市分ということ。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

後づけといいますか、配分された後、どこの医療機関が幾ら要求して幾つ入った、何箱入ったかというのを自治体の仕事として、市町村の仕事として確認できる仕組みにはなっております。

○高橋（克幸）委員

それで、今6月ですけれども、7月いっぱいまでに高齢者については接種が終了する予定だというお話でしたが、これについてはまず現在、6月末までの数量についてはもう既に入っているということで確認してよろしいでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小樽市の高齢者の人口に見合った数が配分されておりますけれども、あと5箱。これから6月中に配分されるものがあります。それ以前のもはもう既に配分が終わっております。

○高橋（克幸）委員

5箱というと何人分になりますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在、1バイアル6回分ですので、1,170回掛ける5箱になりますので、約5,800人分のワクチンかと思えます。

○高橋（克幸）委員

質問も受け、直接聞いたこともあるのですが、接種を受ける病院によって差があり過ぎるのではないかという御指摘を受けました。例えばある病院に行くと受付をしたら、今日、打てますよ、打ってくださいということで打った方もいるというふうに伺っております。またある方は、かかりつけ医に打ってほしいと申し込んだら、もう8月ではないと打てませんというお話もあったようです。数量や医師の数、それから病院の体制によって差があるのは理解できるのですが、なぜこのように極端に違うのかという御質問も受けましたので、その内実について分かっているようでしたらお願いいたします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

各医療機関の接種の枠といいますか、そちらにつきましては、やはり通常の診療もしておりますし、中には発熱者が来ていたりという対応もしていただいているところでございますので、それぞれの医療機関がマンパワーですとか看護師の休みなどを工夫しながらできる限りやっていたらというふうに考えております。あと、小樽市としましては、7月中に希望する高齢者の2回目のワクチン接種をできるだけ済ませるようにというか、そういうところでの協力はしております。

あとは、どうしてもかかりつけ医でなければ接種したくないといいますか、そういう方がおられるのは確かで、そして、その医療機関がどうしても7月中にできないけれどもそれでいいですかと患者にお聞きして、7月中でなくてもいいということであれば8月に予約を取っているかというふうに思います。あとは、どうしても早めに、7月中に、6月中に受けたいという方につきましては、かかりつけ医で予約したけれども、そこをキャンセルして、ほかのところに移ってワクチン接種しておられる方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、市民の方のニーズによっても変わってくるのかと思います。

予約枠につきましては、やはり一律にはいきませんので、個人の医療機関でも患者の数によっても違いますので、そこは一律に小樽市でコントロールしていくというのは難しいかというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

それで、次に集団接種について確認したいと思います。

過日の予算特別委員会でも質疑に上がりましたが、予約状況があまり埋まっていけないというお話がありました。保健所の答弁ではいろいろな手だてを使いながら、例えば職域接種的な内容で考えているのだということでありましたが、もう一度その辺の説明をお願いします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

集団接種につきましては、6月29日の土曜日の予約状況でございますが450名のところ、現在、324名の方がお申込みをしまして72%が埋まっているという状況でございます。それ以降につきましてはまだ余裕があります。私どもとしては、高齢者の方の予約は現在それほど入っていないということもありますので、介護の訪問系、通所系の従事者の事業者や介護保険課の御協力もいただきまして御案内をさせていただいたり、障害者施設の従事者の方たちにも御案内しているところでございます。

また、それ以外にも保育所、幼稚園にも担当課の御協力をいただきまして御案内させていただいているところでございます。あとは鍼灸ですとかそちらの団体にも御案内させていただき、あと海上保安部ですとか、出入国管理局というようなところで、それぞれのお仕事でいろいろな方たちと接触する方たちにつきましては、御案内を順次させていただいて、御利用をさせていただきたいということで進めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

今お話があった、今回陳情が出ている鍼灸、あんまなどの方々にも御案内がいつているということでしたね。大変いいことだと思います。

私は、第1回定例会の代表質問でも質問しましたがけれども、高齢者施設に入っておられる高齢者と、そこに従事されている若い介護従事者の方が一緒に接することはまずいのだろうという意見が全国的にもありました。そういう中で、小樽市では、例えばある程度大きな介護老人保健施設であるとか特別養護老人ホームなどは、既に接種が終わっているかと思えますけれども、そういうところから具体的に全部潰していくといえますか、介護従事者の方をピックアップして一つ一つ解決していただきたいと私は思っているのですが、この辺の考え方についてお聞かせください。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

サービス付き高齢者向け住宅もそうですけれども、入所系はほぼほぼもう御案内も終わっておりまして、協力医療機関、嘱託医などの御協力の下にワクチン接種を進めております。どうしても医師の手だてができないというときはこちらで医師会にお願いしますということでも御案内していますけれども、自分たちでお願いして接種を進めている状況で、入所系については進んでいるというふうには考えております。

○高橋（克幸）委員

引き続きよろしく申し上げます。

保健所への最後の質問といえますか、要望というかお願いなのですが、昨年からずっと職員の方々が本当に遅くまで仕事をされているというふうには伺っております。そして、大分陽性者が落ちてきてきましたけれども、やることに本当に増えてきてたくさんあると思います。キャンセル待ちの件も新たにやらなければならない、集団接種のマンパワーも必要だろう。様々な確認も含めて、私の主治医にお聞きしましたら、予約や接種、数量のカウントについても夜遅くまでメールのやり取りがあったという話も伺いました。それで、なかなか代わりになる保健所の方がいないと思いますので、マンパワーについてもできる限り負担にならないように、もし足りないのであれば市長にもお願いしてほしいと思いますし、それでも足りないのであれば外注という考え方もありますので、ぜひ保健所の担当の皆さんの極端な負担にならないように、ぜひその辺の配慮をお願いしたいと思いますが、保健所長いかがでしょうか。

○保健所長

保健所のことを配慮していただいた御質問ということでありがとうございます。

保健所では現在新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の方が大分減ってきましたので、そちらの業務は落ち着いてきておりますが、その一方、保健所の職員が兼務しているワクチン接種対策本部の業務は今、最盛期という非常に業務が過多の状況が続いているところでございます。

いずれにしても、要するに大きな新型コロナウイルス感染症対策という中で、これらの仕事は相互に連携を図りながらきちんと均衡を取って調査をしてやっていかなければならないということで、いずれにしてもこれは保健所が中心となって進めていくべき仕事であることは間違いがないというふうに思っておりますので、まずは核となる部分は私どもできちんと担っていくと。

そして、現在、ワクチン接種対策本部につきましては、職員の応援を他部からもいただきながら、また、会計年度任用職員もかなり大勢雇用していただきまして、体制をつくっておりますので、今後とも保健所業務全般にわたって保健所以外からの応援をいただくこと、加えて業務によっては外部の民間の事業者へ委託をできるものはしていくと、また会計年度任用職員などの任用などを通じて、必要に応じた体制を取っていくということで、今後とも関係部の協力もいただきながら仕事を進めていきたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

やはり中核になっている方が潰れてしまうと先が見えなくなってしまうので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

◎ゼロカーボンシティについて

次に、ゼロカーボンシティについて質問したいと思います。

5月に迫市長がゼロカーボンシティ小樽市ということで宣言をされました。大変私は重要なことだというふうに思っておりますけれども、なぜこのゼロカーボンシティという宣言に至ったのか、その経緯についてお知らせください。

○（生活環境）環境課長

ゼロカーボンシティ宣言に至った経過、理由になりますけれども、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明につきましては、令和元年12月に環境省から都道府県や全国の市町村に表明の呼びかけがございました。また、令和2年10月ですけれども、菅総理が所信表明の中で2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会を目指すことを宣言しておりまして、これを受けまして北海道内におきましても、令和2年2月以降になります。北海道のほか小樽市が表明する前日まで12の市町が表明している状況となっております。

本市におきましても、市の事務事業になりますが、小樽市温暖化対策推進実行計画を策定しまして取組を進めておりましたが、そのほかに地球温暖化防止のための国民運動、クールチョイスに賛同し事業を実施してきましたが、この表明を機に、より一層取り組み、こういったものを推し進めるためにゼロカーボンシティ宣言ということでさせていただきます。

○高橋（克幸）委員

今、説明に温暖化対策推進実行計画というのがあるのだというお話がありました。私も確認しましたがけれども、今は第3次の計画だということでもあります。この第3次の計画期間はいつからいつまでですか。

○（生活環境）環境課長

第3次小樽市温暖化対策推進実行計画の計画期間につきましては、平成24年度から令和3年度になってございます。

○高橋（克幸）委員

今年度で終わるということですね。

次の第4次についてはどういう状況になっておりますか。

○（生活環境）環境課長

次の計画は令和4年度からスタートになりますので、今年度中の策定を目指して今取り組んでいるところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、これまでずっと小樽市として実行計画をつくりながら実践してきたと承知しております。目標についても目標を達成していると認識していますが、これについては私は評価したいと思います。

令和元年度の推進状況の数値がありましたので説明していただきたいと思いますが、まず、目標は幾らなのか、それに対して結果はどうだったのかをお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

こちらにつきましては、目標値というのは基準年がございまして、二酸化炭素の排出量が3万4,290トンになります。これを市の事務事業の令和3年度までに10%以上削減するという目標になってございます。

令和元年度につきましては2万7,482トンの排出がございましたので19.9%のマイナス、目標の10%を達成している状況でございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね、頑張っておられると思います。

それで、温室効果ガスの二酸化炭素について数値が載っているわけですが、この大きな増減がある灯油、A重油、都市ガス、電気使用の4項目ですが、どういう状況でなっていたのか数字も含めてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

先に数値的なことを報告させていただきます。

まず、灯油につきましては、目標が基準年につきましては4,115トン、令和元年度が2,780トンで32.4%の減となっております。

A重油につきましては、基準年が7,414トン、令和元年度が2,401トンで67.6%の減となっております。

電気使用量につきましては、基準年が2万307トン、令和元年度が1万7,261トンで15%の減となっております。

次に都市ガスですが、こちらは増となっております。基準年は1,244トン、令和元年度は4,090トンとなっております。増減率で申しますと228.8%になります。

主な理由になりますが、まずA重油、灯油の減少につきましては、平成23年度に比べて冬季の平均気温が2.4度高かったということがございまして、暖房による使用量が減少したことに加え、平成23年度以降は市立小樽病院と小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの統合、共同調理場の統合、小・中学校の統合、それから、し尿処理場の閉鎖がございました。こういったことが大きな要因となりまして減となっております。

電気使用量につきましては、平成23年度に比べましてまず暖冬であったこと、それから降雪量が少なかったことがございます。基準年の23年度の680センチメートルに比べまして令和元年度は452センチメートルで、降雪量で228センチメートル少ないということがございましたので、ロードヒーティングの稼働が少なかったことが要因と考えてございます。

あと、都市ガスが増加したことにつきましては、統合後の小樽市立病院、それから学校給食センターなどの新施設におきまして、燃料をA重油や灯油から都市ガスに切り替えてということがございまして増加となっております。

○高橋（克幸）委員

増減理由まで説明していただきましてありがとうございます。

それで、大きいのはやはりA重油ですね。これはやはり施設の建て替えによって、A重油から都市ガスに移行したと。ほぼイコールと考えていいのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

正確なデータを見比べているわけではないのですが、例えば病院などにつきましても、大きなところで言えばA重油から都市ガスに変わったということがございます。それから、共同調理場もありますので、かなり大きなウエ

ートになりますけれども、イコールかどうかまではすみません、データのものは今お示しできないので、ただ大きなウエートということは間違いないと思います。

○高橋（克幸）委員

それで、第4次をつくっている最中だと思いますけれども、1点、要望したいと思いますが、小樽市としてゼロカーボンシティ宣言をした後につくる計画ですから、今までと同じようなものでは少しまずいのだろうというふうには私は思っています。例えば、公用車について電気自動車に変えてリースをするだとか、今の時代に合った、市民の皆さんがそこまで市もやっているのだなということはやはりアピールできるような目玉の計画を立てていただきたいと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）環境課長

具体的な取組につきましては、今年度策定を予定しております第4次小樽市温暖化対策推進実行計画で盛り込むということになりますけれども、現時点で申し上げられるイメージとしましては、市の公用車を更新する際には順次ハイブリッド車を導入するという、それから建物、設備機器の更新時にエネルギー効率の高い機器を導入することを考えていきたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても作成中ですからあまり具体的に議論できませんけれども、そういうものをできるだけ多く、そして、できれば未来を担う小学生の皆さんに分かりやすく、こういうものをやっていますよと訴えられるような内容にしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

◎特定健診の受診率向上について

質問を移します。

特定健診の受診率向上についてです。

昨年からの質問もさせていただいておりますけれども、北海道でも最下位という大変なワースト記録を持っていた状況でしたが、昨年度から予算も組んで受診率向上対策を行っておりますけれども、まず昨年度の数字として、令和元年度と比較して2年度の実績、受診率はどのようになっているのかをお聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

御質問のありました特定健診の令和元年度と2年度の対策の結果の比較ですけれども、まず新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言による特定健診の中止や開始時期の遅れ、感染拡大による受診の抑制などマイナス要素が多々ありましたが、元年度19.6%から、速報値ではありますが2年度は24.8%と約5ポイントの向上が見込まれており、一定の効果があつたというふうに、受診率向上の効果があつたものと考えております。

○高橋（克幸）委員

速報値でいっても約5ポイントも上がったというのはすごいことですね。1ポイントでもすごい結果だと私は思うのですが、このコロナ禍の中で約5ポイントですから、これがなかったら目標を恐らく達成したのだろうと思います。この伸びた要因はどのように考えていますか。

○（福祉保険）橋本主幹

受診率向上の要因ですけれども、まず昨年度はあまり健康に関心のない方にもぜひ受診していただきたいということで、早期受診キャンペーンとしましてクオカードをプレゼントするキャンペーンを行っております。このようなことを行いまして、受診行動の定着を進めていきたいと考えているのですけれども、昨年度はそのようなことであまり健康に関心のない方にも関心を持っていただけるような対策ができたのではないかとこのように考えております。

○高橋（克幸）委員

もう少し中身を確認したいのですが、効果があつたクオカードということでしたけれども、実際としてはどのぐ

らしい件数を配られたのか、どのくらい用意してこれだけの件数が配られたという数字をもし持ち合わせておりましたらお知らせいただきたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

昨年度の予算ベースですけれども、クオカードは一応5,000件分用意させていただいております。

昨年度の実績としましては、全体で速報値で4,507人の受診がありまして、10月までの受診で約7割が受けております。その後11月から3月までの受診者の方に月々20名ずつお配りしており、それぐらい相当の配布になっていると思います。

○高橋（克幸）委員

7割程度ですね。やはりそのぐらいいかないと効果が出ないですね。

次に、令和3年度の予算でどの程度予定しているのか、分かりましたら確認したいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

令和3年度の予算に関しましては、また5,000件程度を予定しております。

○高橋（克幸）委員

それで、前回もお願いをし、また具体的に進めているという医師会との連携でみなし健診を進めているのだというところで、前も指摘しましたがけれども、高齢化率の高い小樽市にとってやはりかかりつけ医の助言は非常に大きいということを見ると、やはりここに力を入れていくべきだというお話をさせていただきました。

これについて、令和2年度はどういう動きがあったのかお知らせいただきたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

みなし健診に関してですけれども、まず実績を御報告させていただきます。

令和元年度380件に比べまして、令和2年度は431件の実績となっております。この実績については、医師会の医師方にお話をし、いろいろとこちらからも医療機関からお配りいただくチラシなども作成しまして、協力をお願いしたりしております。

○高橋（克幸）委員

伸びているということで受け取りたいと思います。

それから、他都市の例を少し私もいろいろ調べてみました。それで、受診率の向上について、やはり皆さん悩みながいろいろな案をつくっているというふうに理解しております。天理市をはじめいろいろな市ががん検診とセットにしてやっているところが非常に多いことが分かりました。例えば、胃がん検診、肺がん検診とセットにして特定健診をいかがですかと。案内書のところに特定健診の受診券の裏にそういう一覧表を印刷しているところもあるようです。

そういうことを考えると、ただ特定健診を受けるだけではなくて皆さん関心のあるがん検診もセットで受けられるというメリットを前面に打ち出してPRしているところもあるようですが、この考え方についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）橋本主幹

天理市の事例がありましたけれども、天理市は受診券にがん検診等のパンフレットを同封したりなどをして周知に努めているということで、小樽市においては受診券を発送するタイミングで、「小樽のけんしんまるわかりブック」などを折り込んで、また、がん検診とセットで受けられる機会も御用意して、「小樽のけんしんまるわかりブック」で周知しているところではあります。ただ、現時点ではセットで受けることによって一度に受けられるという利点はありますけれども、費用の減額等などはしていない状況ではあります。

今年度においては、セットでのことを考えていなかったのですが、受診料の自己負担料を無料化しております。

また、がん検診のニーズも大きいものと捉えてはいるのですけれども、がん検診の料金をセットで下げるなどと

いうことも考えの一つにはあると思いますが、まず無料化して、あと先ほどもお話ししましたクオカードなどで、あまり健康に関心のない方もぜひいっぱい受けていただきたいということを先行してやっておりました。そのため、費用については皆さんから集めた保険料や基金から負担することになるので、どのような方法が効果的なのか、今後、費用対効果やニーズ、あとは他市の取組なども参考にしながら受診率向上の取組を行っていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしてもこのがん検診については、国民健康保険のかなり負担要素になっている高額医療に関わる病気を事前に予防するという観点からも非常に大きく、まずクオカードで受診率を上げるというのは理解していますので、その次に来る対策として、どうしたらがん検診をプラスで受けられるのかもぜひ検討していただきたいと思います。これについてはまた別の機会に質問させていただきます。

もう一点、なるほどと思ったのは、ランチパックセミナーというのものもやっているのです。要は、特定健診だとか健康に関心を持ってもらう、お年寄りなども含めて簡単なランチを囲みながらいろいろな講師の先生方のお話を聞きながら誘導していただくということもやっているようです。これは非常に参考になるなと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）橋本主幹

いろいろところで様々な取組が行われております。健診の機会を通じてどのような効果的なことができるのか、いろいろと考えながら今後検討していきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても受診率の向上については、大変重要な問題だと思いますし、これはペナルティーはなかったのですか。少しその辺の説明をお願いします。

○（福祉保険）橋本主幹

国からの交付金によって努力支援制度がありまして、ペナルティーの仕組みがあります。例えば、特定健診の受診率の実績が評価されて受診率20%未満の場合にマイナス25%とか、年々その基準が少し変わってくるものですから、またこの基準というのが実は3年前の受診率が評価される形となっております。今の受診率をどんどん上げていくことが今後その評価の基準に減額をもたらさないようにすることになると思いますので、受診率向上を頑張っていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

高齢化の進む小樽市ですので、今言われた3年前の数字が反映されるのは非常に大きいと思っております。少しでもこの受診率を向上させるために、いろいろな対策をこれからもしていただくとお思いますけれども、ぜひ周知も含めてしっかりとやっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時33分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎動物行政について

それでは1点目、動物行政について質問をしていきます。

これまで私も含めて様々な質問がなされてきたかと思えますけれども、お聞きしたいと思います。

犬管理所に関してのことですけれども、かつては本市犬管理所においても公衆衛生の観点からある種当たり前のように殺処分が行われていたというふうに認識しています。ただ、現に社会が成熟してくることに伴って、動物愛護の意識も高まり犬や猫の殺処分は行うべきではないという考えに変容してきていると認識しています。

本市においても、犬や猫の殺処分をなくすために複数の団体の方々の方が活動をしてくださっています。その中で、その管理所の在り方に関しては、多くの方から声が上がっているというふうにも認識しています。特に、老朽化に伴うハード面の整備、またソフト面でいうと運営にかかる費用や人員についてなど課題はなかなか改善されていないのかという印象です。背景には、先ほど申し上げた犬管理所のそもそもの役割も関わっているのではないかと認識しています。

一つ目の質問ですけれども、もともと野犬の収容と処分の施設であると先ほど申し上げましたが、今や野犬はほとんどいないと考えます。現状において犬管理所が設置されている目的について御説明いただきたいと思えます。

また、設置の根拠法令についても伺いするのですが、本市の犬管理所に連れてこられる犬は、狂犬病予防法に基づいて抑留されていると捉えてよろしいでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今、御質問のありました犬管理所が設置されている目的と根拠法令についてですが、犬管理所につきましては、万一、国内に狂犬病が侵入した場合に備えて、狂犬病予防法第21条に基づいて設置しております。連れて来られる犬につきましては、狂犬病予防法に基づいて抑留しています。

○高橋（龍）委員

御説明いただきましたけれども、行政の施設で愛玩動物等の保護に関わる法律として、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法、そして先ほど抑留に関しては狂犬病予防法というこの二つの法律が関係していると認識しています。自治体が動物を抑留するということでは二つの法律には一部近いものがありつつも、そもそも根本は別の考え方であったと認識しています。

ただ、少し古いデータで申し訳ないですけれども、平成19年に厚生労働省から都道府県、政令市、特別区衛生主管部長宛てに発出された抑留業務に関する文書を私も拝読いたしました。その中には、法第6条第9項に基づく抑留犬の処分の方法は殺処分に限るものではなく、動物愛護管理の観点から自治体の判断により処分の一方法として家庭動物としての適性があるものについて、生存の機会を与えるために飼養を延長することを否定するものではないと書かれています。飼養とは飼うに養うという字を書きますけれども、つまり狂犬病予防法の中にも動物愛護の観点が含まれていることがここから分かります。

こうした点からも、狂犬病予防法第6条第8項では、単に殺処分するのではなく、できるだけ生存の機会を設けているのだと捉えましたけれども、こちらはこの解釈でよろしいのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

委員がおっしゃいますように、殺処分に限るものではなく家庭動物または展示動物としての適性があるものについて、生存の機会を与えることは差し支えないものと解釈しております。

○高橋（龍）委員

では次に、先ほど申し上げた動物愛護法との関わりについても伺いたいと思えます。

「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」という文書も環境省から出されているの

ですが、こちらは動物愛護管理室というところが基になっています。今度は抑留ではなく収容という表現になっているのですが、ここでお聞きしますが、遺棄された動物を保護し所有者を見つけること、あるいは譲渡する場合に、犬や猫を一旦飼養する際、犬管理所が狂犬病予防法と動物愛護法のどちらに基づくかによって生じる譲渡または処分までの流れの違いについて御説明をいただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

処分までの流れの違いですが、放れている犬につきましては狂犬病予防法に基づき抑留し、犬管理所に収容し公示を行い、所有者への引渡しや譲渡の適性を評価し譲渡を行っております。遺棄と判断された場合には、動物愛護管理法に基づいて法律を所管しています北海道と協議して対応しております。

○高橋（龍）委員

では、次にお伺いをいたしますけれども、4点目の質問です。

動物愛護法に基づいた犬及び猫の引取り、負傷動物の収容に係る措置の実施主体には、法律上、都道府県、指定都市、中核市と書かれています。しかし、その後、括弧書きでわざわざ「（保健所設置市としては法律上規定なし）」とも書かれています。法律上明記された規定はないけれども、実施主体にもなり得るということを厚生労働省が示しているようにも解釈できますが、この点については、保健所としてはどのようにお考えでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

動物の愛護及び管理に関する法律においては、あくまで実施主体は都道府県、指定都市、中核市というふう考えております。ただし、北海道の依頼を受けて本市が業務を対応するという場合もあります。

○高橋（龍）委員

私としては結構大きなお答えだったのですが、北海道の依頼があれば実施主体になれるというふうに捉えました。

次に進ませていただくのですが、視点を少し変えまして、これまで本市の犬管理所の運営に関する種々の要望が続けられている中で、ストーブが置かれていたりですとか建物の補修などの対応は随時していただいたとは思っています。ただし、大きく設備更新はなされていないと感じますが、その理由としてどのような点がネックとなっているのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

犬管理所につきましては、確かに老朽化は進んではいますが、犬管理所としての機能は備えておりますので、現時点では大きな設備更新は考えておりませんが、今後、施設維持に必要な修繕があった場合には行っていきたいというふう考えております。

○高橋（龍）委員

ソフト面のことなのですが、運営に当たられている団体の費用面の課題もあります。自費で一部活動費を補っているというお話も出ています。これらは善意に基づいて行われている活動でありますけれども、以前も申し上げたことがあるとおり、こうした点で負担感が大きくなっていくことで、やはり活動の継続性という点では課題が出てくるのだと思います。その点に関してはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

団体の費用面に関しての御質問ですが、犬管理所の管理につきましては、必要な業務に対する費用を算出しまして業務を委託しております。自費で補っているとされている業務につきましては、詳細は把握できておりません。

○高橋（龍）委員

今、お答えをいただいた中で、必要な部分は予算措置をされているということで、実際に犬管理所の業務を委託している団体に対して予算づけはなされています。その費用の面でどのような費用を支払っているのか、内訳につ

いて少し御説明いただきたいと思います。

また、その団体で今中身に関してどのような部分で持ち出しがされているか分からないということでしたけれども、持ち出しがあること自体に関して保健所の見解もお示しいただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

委託費用の関係ですが、令和3年度に関しましては、内訳としましては人件費、福利厚生費、通信費、餌代を含む物品費、あと従事者の交通費などを合わせて約280万円となっております。このような項目に基づいて委託料を算出しておりますので、不足はないものというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

では次に移しますけれども、先ほどの御答弁の中で現状は大きく更新する予定自体はないということでしたが、仮に犬管理所の大きな修繕あるいは建て替えを行おうとした場合に、国や道を含めて使えるメニューは何か用意されていますでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

国や道を含めて使えるメニューということですが、国や北海道におきましては、修繕や建て替えに関する補助金はないということです。

○高橋（龍）委員

私も実はお調べした経緯があるのですが、やはり見つけれなくて今お聞きしたのですが、以前に御提言をさせていただいた件で改めて伺いたいと思うのですが、先日、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の劣化調査等活用ミーティングにガバメントクラウドファンディングを充てるということもありましたが、こうしたふるさと納税の一つの仕組みを用いて設備更新費用を捻出することは考えられないのでしょうか。難しいという場合はどのような理由であるのかという点についても御説明いただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

ガバメントクラウドファンディングに関しての御質問ですけれども、今後、設備の更新が必要となった場合には、今の御提案も含めてこのような手法も参考にしながら進めていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

冒頭申し上げたように、幾つか課題はあるのかというふうに思っていますので、そういったものを一つずつ解決していけるように御尽力をいただきたいとお願いいたしまして、次の項目に移らせていただきたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

2点目、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について伺います。

本会議で例として申し上げた中で、昨年、社会保険から国民健康保険への流入が多く見られたということで、これが新型コロナウイルス感染症の影響と推察されるというふうにレクチャーをいただいたという例示をさせていただきました。雇用の場が失われてしまって生活困窮に陥っている方も多くいらっしゃると思います。そのような中、国では生活困窮者に対しての支援金を創出し、本市もその窓口として役割を担うこととなると会派にも御説明をいただきました。生活困窮の方の支援制度ができたこと自体は非常に喜ばしいことではあるのですが、条件づけの部分でなかなか厳しい部分もあるのかと捉えています。

ここで最初に確認ですけれども、支援金の支給対象となる方の条件について御説明をいただきたいと思います。この支援金は総合支援資金の再貸付けを受けた方でないと、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の対象にならないということで確認をしてよろしいでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきましては、対象となる方の要件が国から示されておりますが、総合支援資金の再貸付けを受けた方が対象になるとされているところです。

○高橋（龍）委員

この事業自体は市の事業ではないので、支援金の立てつけを変更できるものではないというふうには思いますが、どのくらいの方が申請対象となれるのかという部分に疑問を抱きました。支援金の額として、単身の方で6万円から3人以上の世帯で10万円最大3か月間つまり最大30万円の支援を受けられるということですが、先ほどの再貸付けを受けていないとならないという部分で少しハードルが高いように思えますが、市の想定する申請数はどの程度になっているのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

想定する件数につきましては、まずこの支援金の要件としまして総合支援資金の再貸付けを受けて、申請月までに最終借入れ月が到来する方とされております。

小樽市社会福祉協議会に確認している数値になりますが、5月末時点で再貸付けを終了されている方は254件となっております。

あとは申請月まで一定数件数の増加も見込んでいるところですが、一方で求職の要件、それから収入資産に関する要件もありまして、再貸付けが終了した方の全てが対象となるものではないため、この件数をある程度下回るものであると想定しているところです。

○高橋（龍）委員

再貸付けまで行われている方で254件ということでした。

申請の前提条件となる今の特例貸付けに関してですが、これは総合支援資金特例貸付けというもので、社会福祉協議会を通じて申請をするものであると認識していますが、この点確認してよろしいですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

社会福祉協議会を通じて申請するものとなっております。

○高橋（龍）委員

この特例貸付けですが、無利子での借入れが可能と認識していますが、借入れの申請時に必要な事項、条件はどのようになっているのかお聞きします。担保であるとか保証人に関して、あるいは返済の期限という部分に関しても同時にお示しをいただきたいと思えます。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

総合支援資金の貸付けにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象とするものです。担保や保証人については不要であります。また返済については1年以内の据置き、償還については10年以内とされております。

○高橋（龍）委員

保証人等も必要がないということでお答えいただいたところですが、この総合支援資金特例貸付け、最大上限が200万円となっております。

こちらに関しては、本市の社会福祉協議会に現状どの程度申請が来ているのかということで、おおよそで結構です。その総額についてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

利用条件につきまして小樽市社会福祉協議会に確認したところ、昨年のコロナ禍以降、総合支援資金の特例貸付けとしまして本年5月末現在で644件で約3億2,100万円、それからこの貸付けの延長267件で1億2,600万円、そして再貸付けが254件で約1億2,800万円となっております。

○高橋（龍）委員

総額5億円を超える金額になっているということですね。

ここでまた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に話を戻すのですが、社会福祉協議会の貸付けに申

請をして、ある種借金を背負ったという状態で支援金の申込みができるようになるという流れです。

この件で全国社会福祉協議会も国に対して条件の緩和を申し入れているとお聞きしています。小樽市あるいは小樽市社会福祉協議会からこの制度自体に対しての御所見をお聞かせいただきたいと思います。

また今後国などに対して、条件緩和の要望をする御意向などはありますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

まず制度に対する所見ですけれども、総合支援資金の貸付け、再貸付けまで終えられて、新たな支援がない中で支給されるということで、一定程度意義があるものであると考えております。

また、制度を利用したい方につきまして要件について少し一部厳しいものがあると考えているところです。

それから、国への要望につきましては、この制度の実施が7月からとなっておりましてスケジュール的に厳しいものであると考えております。

○高橋（龍）委員

そうなのです。7月から始まるということで、もういとまがないという状況ではあります。

ここで特例貸付けを受けて、さらに生活困窮者自立支援金を支給されたとしても、特例貸付けの部分は最大10年で償還、1年の猶予があるということでしたが、返済をしていかなくはなりません。仮にその後も生活を再建できなかった場合、生活保護の申請等を行うことも考えられますが、民間の金融機関から借入れがある場合は、保護費での返済はできないことで、債権者に対して返済ができなくなる旨を通知するなど、金銭の貸借に関しては整理が必要と認識しています。

ここで聞きするのですが、この特例貸付けから生活困窮者自立支援金のスキームの中で言うと、社協が債権者に当たるとは思いますが、保護に移行したいので返済ができないとなった場合、社協の対応としてはどのようなのか御説明をいただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

この特例貸付けの償還免除については国で償還免除の要件を検討しているところでありますので、社協につきましてもこの要件が示された以降、対応を検討するものと伺っているところです。

○高橋（龍）委員

この項最後の質問で、率直にお聞きするのですが、もう少しこの生活困窮者自立支援金のハードルを下げのために、何かできる取組はないものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

支援金のハードルを下げるためというところなのですけれども、手続的な部分でハードルを下げる方策としまして対象となり得る再貸付けまで終了している方に対しまして、国が作成しました、この支援金に該当するかどうか簡易に判断できるチェックリストが示されておりますので、こちらを申請書と併せてお送りするというのを今検討しているところです。

○高橋（龍）委員

手続の部分では簡素化といいますかチェックリストをお送りすることでハードルは下げられると、ただ申請の部分ではなかなか難しいと理解はいたしました。やはりこのコロナ禍ですから、生活に非常に困っている方々の声が多く聞かれますのでその点寄り添った御対応をいただきたいというふうにはお願いいたします。

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

3点目の質問に移したいと思っておりますが、ワクチン接種に関してです。

本会議でもお聞きいただきましたが、ここで特に低年齢の市民への接種について伺いたいと思っております。

成人年齢のワクチン接種が決まってから、その後年齢が引下げになりまして12歳以上の市民が接種対象となったと認識しています。この件について伺います。

他市では中学生などの先行接種を行っているケースもあると伺っています。活発に活動する世代でもあるため、若年層の接種を早めに行うこと自体は私としてもプラスには捉えております。しかしながら他方で副反応など身体的な問題は大人以上に懸念されるところでもあります。この間、そうした主に12歳以上、中学生ぐらいの世代での副反応等について保健所が把握している情報などがありましたらお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

中学生ぐらいの世代での副反応で、保健所として把握している情報は今のところはありません。

○高橋（龍）委員

保健所はまだ把握されていないということで、ちなみにですがこのワクチン接種量は大人と同量を接種することになるのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンの量につきましては大人と同じになっております。

○高橋（龍）委員

成人、大人と同量を打つということですが、そのぐらいの年頃であれば成長の個人差によって体の大きさにも随分違いがあるというふうには思います。大きな問題はないものとして捉えてよろしいのでしょうか。

また、厚生労働省などから若年層の接種で配慮すべき点などは示されていますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

子供につきましては国からは特に何も通知などはございません。

○高橋（龍）委員

では、ワクチンを打つ意思の決定といたしますか、そこに関してお聞きしたいのですが、ワクチンを打つこと自体、その権利は子供が有していると思っておりますが、自己決定権よりも保護者の意向に左右されることもあると考えます。本人つまり子供は打ってほしいけれども、保護者の方がワクチン接種をよしとしない場合、どちらの考えが優先されるのかということに関してお聞きしたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

子供のワクチン接種につきましては、ほかの予防接種についてもそうなのですが、保護者の方の同伴というのもございます。また新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領が国で示されておりまして、この中でも予診の際に、ワクチンの有効性・安全性ですとか、接種後に起こり得る副反応、まれに起こる重い副反応、あとは予防接種健康被害救済制度などについて御本人または保護者の方にその内容を理解するように適切に説明しまして、そして文書により同意を得た場合に限り接種をすることとなっておりますので、子供だけが同意をして接種をできるというふうにはなっておりません。

○高橋（龍）委員

では12歳からの接種が始まった自治体もあると先ほど述べましたが、それらの地域で、問題になったのがワクチンに対して反対をされている方あるいは団体から、役所であるとか学校に対して多くの電話がかかってくるというケースがあるとお聞きしています。

内容としては子供たちへの健康被害を心配するものようではありますが、その中には一部適切ではない表現もあるようです。調べたところネット上ではローラー作戦のように電話かけを呼びかけている書き込み等も見られました。電話口で読み上げる文章もひな形のようなものがあったり、中には脅迫めいたことあるいは威力業務妨害的なことも含まれていて、その点に関しては看過しづらいものがあります。

本市のワクチンコールセンター及び市の窓口あるいは学校などへは、そのような電話は今のところは来ていないと確認してよろしいでしょうか。

また、小・中学生の接種が始まる段において、今申し上げたような入電があった場合、市のスタンスについてお聞かせいただきたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まずはお問合せ、電話につきましてはコールセンター及び市の窓口、学校からは特に情報はございません。

また、接種が始まるということにおいて同様なお電話があった場合につきましては、適切に対応するといいますか、きちんとワクチンの御説明をさせていただいた上で、国の通知に基づいて実施していくというお答えになるのかと思います。

○高橋（龍）委員

では、最後に子供に関してではない部分で2点お聞きしたいと思います。

直近で接種順から考えると御高齢の方になるとは思いますが、ワクチン接種を終えた方はマスクをしなくてもいいというような認識でいらっしゃる方も一部見られるということで、ワクチンを打った後は本人は免疫を獲得しているということで重症化のリスクが低くなるとは思いますが、新型コロナウイルスを寄せつけなくなるわけではないので、キャリアとなってウイルスを拡散させる恐れはあると考えています。

この点に関してまず、今申し上げたような認識でよろしいでしょうか、誤りがある場合御説明をいただきたいと思います。

続けて、ワクチン接種後であっても周囲にウイルスを広める可能性があるということ、そして引き続き密の回避、手洗いの励行、そういったことを積極的に周知していただきたいと思います。その周知方法についてお聞かせいただけて質問を終わりたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチンにつきましても接種をしても100%感染を受けないということではありませんので、感染対策につきましてはこれまでと同様に生活に取り入れていただくというか、同じになります。

市民への周知につきましては、これまでと同様にマスクなどを着けていただくということで、国がつくったリーフレットがございますので、それを集団接種に来た皆様に配布するというので、準備を進めておりますし、今後はホームページや広報など、いろいろなところで周知をきちんと徹底していきたいというふうには考えているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎ふれあいパスについて

ふれあいパスについてまずお聞きします。

本年度からふれあいパス制度が変わりました。変更の内容と変更した理由を説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

このたびの制度改正ではバスの利用制度の変更を行いました。

その内容につきましては、ふれあいパス制度の趣旨にのっとりまして、週1回程度の外出に対し助成を行うため、1乗車運賃に対する市民負担は昨年と同額の120円のままとし、1人当たりの年間購入冊数の上限を無制限から12冊に設定いたしました。また、昨年から市が負担していた対キロ区間運賃については利用者負担としたところでございます。

変更した理由でございますが、事業対象者の増加がピークを迎える令和5年度に向けて、事業費がおおむね1億

5,000万円で推移するよう、将来にわたって持続可能な事業として継続していくためでございます。

○丸山委員

ふれあいパス制度の趣旨ですが、高齢者の生きがいがづくりと健康保持が大きなポイントと思っています。

昨年度までの過去5年間の決算額についてお答えいただきたいのですが、途中で市の負担分が増えて事業者負担分が減っているということもあります。このことも併せてお答えください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まずは過去5年分の決算額になりますが、平成28年度約1億5,000万円、29年度約1億7,000万円、30年度約2億100万円、令和元年度約2億800万円、2年度約1億8,000万円となっております。

このうち平成29年度の10月から、金銭面における事業者負担はゼロとなっております、それ以降事業費が増加して市の支出が増えているということでございます。

○丸山委員

今おっしゃっていただいたとおりだと思います。

昨年度の決算が1億8,300万円ぐらいだと思うのですが、予算額は幾らと計上されておりましたか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

2億5,900万円です。

○丸山委員

昨年度のこの予算額と決算額の乖離が結構あるのですが、これはどのような理由だったと考えていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

明確な理由は把握してございませんが、考えられる理由といたしまして昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいものと考えております。特に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出を控えるなど外出をする機会が大幅に減ったと想定されます。

また、令和3年1月以降は広報おたるにて例年有効期限を延長している回数券を制度改正のため延長しない旨を周知したこともあり、有効期限を意識した買い控えがあったことも要因の一つであるかと考えてございます。

○丸山委員

やはり新型コロナウイルス感染症の影響があったはずだと思います。

それで、私は昨年度このふれあいパスの制度改正について議論する中で、新型コロナウイルス感染症の影響でもそも外出が減っている。そういった中でバス事業者にも影響が起きており、この改正を急ぐ必要があるのかというふうにも主張しましたが、やはりその減収が起きているということです。決算額にもそういったことが現れてきたのかと思うのです。

利用者が昨年度購入しながら利用することなく期限切れとなった乗車券がありました。今年度4月に市役所の窓口等で交換したわけですが、乗車券を交換した人数と交換した枚数をお答えください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

交換人数が4,143人、交換枚数は3万8,267枚です。

○丸山委員

そうしましたら過去5年間のふれあいパス制度のバス利用者の平均は何人が、その人数と比べてこの4月に乗車券を交換した、今おっしゃっていただいた人数、割合としてどのくらいになるのか。それから利用枚数についても過去5年間の利用枚数の平均と、その枚数と比べて交換された枚数について割合はどのくらいになるのか。

そして、その割合についてどのように評価しているのかお答えください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まず、バス利用者の平均人数についてなのですが、申し訳ありませんがふれあいパスを交付した方の人数は把握

しておりますが、実際に回数券を購入した方、さらに利用した方については特定ができないため把握してございません。そのため、ふれあいパスの交付者数の割合でお答えしたいと思います。

過去5年間のふれあいパスの交付者数は平均で2万1,014人であるため、先ほどの交換人数で割り返しますと、19.7%となります。

また、過去5年間の平均回数券購入枚数は、185万8,200枚であるため、これも先ほどの交換枚数で割り返しますと、2.1%となります。

これらの評価でございますが、まずふれあいパス利用者の約8割の方々が回数券を余すことのないよう工夫されていること、また交換枚数も全体の2%ほどであることから本制度は適切に運用されていると考えてございます。

○丸山委員

枚数については何ともあれですけれども、4月に1か月間だけ利用できなかった乗車券を交換すると、その交換の場所も当初市役所だけだったのですが、それをサービスセンターにまで広げていただいたことはありがたかったかと思いますが、わざわざ出かけていって、交換しなければいけないという中で、しかもこれについては4月の1か月間、交換できますということについては私としてはこれは周知が十分ではなかったと思っています。そういった中で約20%の方が交換に出向いたということは、やはりふれあいパス事業を、制度を使っている方にしてみたら生活の中で大きな位置を占めているというか、ものだというふうに思います。約20%の方がわざわざ出かけていって、残ってしまった回数券を換えるということ、もう少し寄り添って考えていただきたいと思うのですけれど。

それで今6月ですが、もう既に年間12冊の冊数制限では足りないという声が私に届いています。しかも市の中心部にいる方についてはあまり影響ないというふうに思っていましたけれども、それでも通院するときに2路線乗らないといけない方がもう既に、これでは年間とても足りないという声が出てくるのです。この年間12冊の制限を撤回する考えはありませんか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今おっしゃられたことは窓口で交換に来た方でも何名かはおっしゃっていたことがございます。ただ、この制度改正は今年4月からスタートしたばかりでありまして、その検証を行う必要があることから直ちにそれを是正することは難しいものと考えております。

○丸山委員

しっかりと検証していただいて、市内に住む高齢者の生活に寄り添っていただいて検討していただきたいと思えます。

◎議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

次に質問を移しますが、議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、改正の内容については冒頭説明していただきましたので、この国家戦略特別区域小規模保育事業とはどういったものになるのか、市内にはないということでしたけれども、一言お願いします。

○（こども未来）子育て支援課長

国家戦略特別区域小規模保育事業ですけれども、国家戦略特別区域法に児童福祉法の特例として定められているものですが、通常の小規模保育所は対象年齢がゼロ歳から2歳なのですが、この国家戦略特別区域内の小規模保育所となりますと、目的が大都市の保育の需要に対応するためということで3歳から5歳までの児童も受入れ可能としている制度です。

この特区とは東京都圏など主に全国で10区域が指定されているようですけれども、北海道は指定されていないということで、したがってこの制度自体が小樽市には非該当という形になっております。

○丸山委員

◎議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

それから、議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてですけれども、電磁的記録とは具体的にどういうことなのかを説明してください。

○（こども未来）子育て支援課長

主に、家庭的保育事業所に備える帳簿のことですけれども、厚生労働省の基準省令でいきますと、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿というふうな記載がございます。

具体的なものは、帳簿の事例はうたわれておりませんが、例えば職員名簿や出席簿ですとか、あとはその施設の財産目録や保育日誌、そういったものが想定されます。

○丸山委員

その電磁的記録とありますので、ペーパーレスにいくのかというふうに思いますけれども、これは通常そういった書類、義務づけられている保存期間がありますが、そういうのは変わらないということでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保存期間ですけれども今回の改正が、書面に変えて電磁的記録、具体的にはパソコンのハードディスクですとかUSBメモリーに記録保存された電子データでも行えますというものでございまして、保存期間は書面でも電磁的記録であっても変わりはありません。

○丸山委員

こうした保育事業のことについては以前の議会でも質問をさせていただいておまして、そのときも本来、資格を取った保育士が従事すべきところを、規定の研修と見学実習を受けて、保育士と同等かそれ以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた方について、保育に従事することができることについて、本来、保育士の方がやらなければいけない仕事を、こういった方がする、しかも短期でやるのではなくて恒常的にやることができるということで、保育の質について懸念を表明して反対したところです。今回、そういったところの改正はなかったということで、理解をしたところです。

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

次の質問に移ります。

ワクチン接種についてですけれども、私の聞いたお話で、高齢の方がコールセンターに電話をし、8月の予約が取れたということなのです。その方は仕事でお客さんと対面するのでもっと早く接種できないだろうかということでお話をいただきました。インターネットで調べたところ、市内中心部の比較的大きい病院で6月の接種予約が取れるということで、予約の変更をいたしました。

それからもう一つ、街頭宣伝終了後、これは私がやっていたわけではないのですけれども、知り合いがやっていたところ声をかけられたと。お話を聞くと予約が取れなくて困っている。かかりつけ医だと思って行った病院では予約が取れずコールセンターで予約を取ってくださいと言われて。コールセンターに電話がつながりかけたけれども、希望していない病院での接種を案内されたので、そこでは予約しなかったと、何とかならないかということで街頭で御相談にいらしたと。これもネット予約で希望の病院に接種の空きがありまして、6月の中旬ぐらいに予約が取れたのです。コールセンターで接種会場や接種時期について、市民の方の希望を聞いて受け付けていないのだろうか、希望を聞くことはできないのだろうかということを少し疑問に思ったので、お答えいただけますか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

コールセンターの対応につきましては、行き届いていない点があったのかというふうに思いますけれども、委託業者の方には、懇切丁寧にということももちろんですが、かかりつけ医がいらっしゃらないかどうかということと、やはり御希望の病院をきちんとお聞きしまして、予約を取っていただくということのお願いはしているところでござ

ざいます。

○丸山委員

お話を聞いたのが6月上旬、2週間前くらいなので、まだ少し混乱していた時期だったのかもしれないということはあるのですが、やはり高齢者の方のネット予約はすごく難しいということと、コールセンターでの希望に添った接種の予約が少し難しいのではないかとということで、もし改良ができるのであれば、何かできることなどを検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

なかなかネット予約が難しい高齢者の方も確かにいらっしゃったと思います。そのときはコールセンターを利用していただければというふうに考えておりましたし、あとは、かかりつけの医療機関で直接ということもあろうかと思いますが、やはり当初混乱していたのはあると思います。

今後につきましてはコールセンターにはきちんと御本人のかかりつけ医のことですとか、御希望を踏まえた上で予約代行、そのような御案内をさせていただくということにつきまして、民間の業者に徹底していきたいというふうに考えております。

○丸山委員

よろしく申し上げます。

それから、高齢者に限りませんが希望者全員にワクチン接種を実施してほしいと質問しております。答弁では対応が必要となる高齢者を割り出すのが難しいということで、広報おたると民生児童委員協議会と相談をしながら対応するという答弁でした。

例えば介護事業所の方などは、高齢者に接することも多いと思ひまして、こういった方に御協力いただいて接種の状況を聞いていただくことはどうなのだろうか、逆に接種していないと、介護の利用ができないのではないかとというふうに思われてしまうと、それはまた差別にもつながるのかという懸念もあるので、介護事業者、介護従事者に協力をいただくことについてどのように考えるかをお願いします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

今、委員がおっしゃったように、様々な機会を通じてというのは大切なことだと思っております。地域包括支援センターですとかケアマネ事業所などにおきましても御協力をお願いしているところがございますので、今後もあらゆる機会に市民に関わる方たちには御協力をお願いしていけるように努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員

よろしく申し上げます。

◎集団免疫、感染予防と熱中症について

次に、集団免疫のことなどについてお聞きしたいのですが、代表質問で小貫議員が集団免疫の実現の見通しについて質問していました。一定予防接種が済んで集団免疫を獲得したら、感染拡大が防げるということで、新型コロナウイルス感染症が収束していくという理解をしていたのですが、答弁を聞くとそういったことではなかったのです。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種による集団免疫の獲得、感染拡大予防についてどのように考えればいいのか、いま一度お答えをお願いいたします。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

集団免疫についての考え方でございますけれども、国のお示ししているホームページによりますと、集団免疫というのは人口の一定割合以上の方が免疫を持つと感染者が出て、他の人に感染しにくくなることで感染症が流行しなくなる状態ということが言われております。新型コロナウイルス感染症のワクチンにつきましては新しいワクチンということもございまして、現在も集団免疫の効果があるかどうかは分かっていないということで、分かるまでには時間を要すると考えられているということになっておまして、やはりこれからいろいろな治験が蓄積され

まして、それでこのワクチンの集団免疫についても効果について検証されていくのではないかということになっております。

○丸山委員

少し理解を改めなければいけないと思いました。

先ほどもワクチン接種をすればマスクをしなくてもいいのかというふうに誤解されている方の心配もありました。そういったことも、やはり未知のウイルスなのだという事で誤解をされている面もあるのかと思ひまして、気をつけていかなければいけないと思うのですが。

それから、季節が暑くなってまいりまして、今度はマスクを着けることでの熱中症の心配もあるのです。子供ですとか高齢者についても熱中症の心配も呼びかけられていますけれど、例えばお一人で散歩していたりとか高齢の御夫婦でもお二人で犬の散歩していてもマスクをしている方もいらっしゃると思ひまして、これは必要あるのかというふうにも思うのです。

感染予防の必要性和熱中症の予防ということで、マスクの着用について注意点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○（保健所）健康増進課長

感染予防と熱中症の予防についてということで、新型コロナウイルス感染症の感染予防という観点でいきますと、例えば屋外であっても2メートル離れていたらマスクをしなくてもよいということになっております。ただ、2メートルの距離を確保できない場合はやはりマスクを着用する必要があるということで、対応しなくてははいけない。

ただ、これから暑くなってくるので、マスクをして外に出るときには、今、環境省が示す暑さ指標というものがございまして、これ5段階ありまして、こういうものもこれから季節が進んできましたら参考にしながら、すごく暑い日にはマスクをして外に出ること自体が熱中症のリスクを高めてしまいますので、熱中症予防の観点は気温、御自身の体調などいろいろ加味しながら熱中症の予防に取り組んでいただけたらというふうに考えております。

○丸山委員

それから、次にPCR検査についてですけれども、高齢者入所施設と障害者入所施設の職員を対象に5月から9月の間に月1回定期的な検査をすると聞いておりました。代表質問では、今月の後半から開始と、開始がずれ込んでいるわけです。開始時期が変更になった理由は何だったのか、1日の検査件数の上限があつて、今回感染が拡大しておりましたので変更になっているのか、今後も第5波ということも聞かれていますけれども、感染拡大した場合にはこういった定期的な検査はできなくなる可能性、心配があるのかということについてお答えください。

○（保健所）柴田主幹

高齢者入所施設及び障害者入所施設の職員を対象とした定期的なPCR検査につきましては、当初5月下旬からの事業開始を予定しておりました。

その中で5月上旬から市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の対応のほか、施設との調整に時間を要したことなどにより準備が遅れまして、6月後半からの検査開始となったものです。

次に検査件数の上限はということでしたけれども、検査件数の上限につきましては、本業務の受託者に確認したところ、札幌市の検査センターでは、1日当たり約3,000件の検査が可能であるということでお聞きしております。

感染拡大による検査の影響ということですので、本業務は業務委託しておりますので感染拡大による検査への影響は少ないということで考えてございます。

○丸山委員

5月上旬から感染拡大があつて、5月下旬から開始される予定だった定期的な検査の対応がずれ込んでしまったということですので。

今後も感染拡大が予想される中で、私たちは大規模な定期的検査をお願いしているわけですが、人手が足りずに検査ができなくなるということが起こる心配はありますか。

○（保健所）柴田主幹

感染拡大によりまして、集団の検査が遅れるということはないものと考えております。

先ほども申しあげましたけれども、本業務は委託しておりまして、検査団体をお願いして検査をしていただくというような形になっておりますので、遅れることはないものと考えてございます。

○丸山委員

検査の準備だとか対応に時間を要したということでは遅れ込んだわけですが、今後は定期的な検査あるいは検査の件数が増えてきたときにこういった人手とか、マンパワーをどんなふうの手だてをしていくかという見通しとか、いかがでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

検査が遅れたことにつきましては、契約事務が感染拡大によりまして手がつけられなくて遅れたということですし、今後、感染拡大が起きたとしても、業務自体は業者に委託しているものでありますので、各施設の検査希望者を募りまして、業者に引き継ぐというような形になりますので、今後は遅れることはないものと考えてございます。

○丸山委員

感染拡大にならないのが一番いいですけども、よろしく願いいたします。

オリンピック関係者に毎日検査をするということになっていることが報道されています。PCR検査、この検査の種類は分かりませんが、検査を頻回に実施するその意義について、感染拡大予防の観点からどういうふうに考えているかお答えください。

○（保健所）柴田主幹

検査を頻回に実施することにより無症状の陽性者を早期に発見することができるようになるため、陽性者の不特定多数の方への接触を防ぐことができまして、さらなる感染拡大を防止することができるようになるというふうに意義を感じております。

○丸山委員

頻回の大規模な検査によって早期に無症状の方の陽性者を捕まえることができると。そのことで、感染拡大を最小限に抑えていくことはできると私も理解しているところです。

それで検査の範囲を拡大し、その頻度を上げていくことについて小樽市として財政面の負担は増大するというところはこれまでの議論の中で何回も訴えられてきたこと、明らかにされてきたことです。そのほかに人的資源やハード、機械上の課題としてはこういったものはあるのかどうかお答えいただけますか。

○（保健所）柴田主幹

検査対象ですとか検査頻度の拡大につきましては、委員のおっしゃったとおり財源の問題もありますけれども、検査を受ける施設側の業務負担の面という問題もあると思います。

また検査を受ける人の手間ですね、頻繁に受けなければならないという部分でいきますと手間も考えられますので、今後の感染状況ですとか国の動向なども注視しながら、検査対象の拡大、検査頻度の拡大につきましても検討してまいりたいと考えてございます。

○丸山委員

必要な検査は十分されていると思いますけれども、今後はデルタ株、感染力が強い株も出てきているということで、ぜひ、そういった検討については常にやっていっていただきたいと思います。

それで、発症して、熱とか症状が出て、発熱者相談センターなどに連絡をすると。小樽市の場合、検査が必要だ

というふうになった場合、その日のうちに検査は受けられる体制になっていますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

その方がどの時間帯に連絡したかということにもなるのですけれども、日中の時間帯であれば、その日のうちに受けられますし、遅い時間であれば翌日に受けられるということになっております。

○丸山委員

遅くても翌日には受けられるということですね。

それから、検査を受けて、残念ながら陽性になったと。自宅待機あるいは自宅療養になった場合、今、日用品ですとか食料をお届けするサービスがありますけれども、これは例えば独り暮らしだったりとかという方は利用していると思うのですが、御家庭に陽性の方とは別に看護する御家族がいる場合、このセットの利用はどうなっているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養になった場合の自宅療養セットというものだと思うのですけれども、こちらについては、陽性者の方について自宅療養となった場合には、お一人1セット配布することになっておりますので、例えばその介護する方がいらっしゃったとしても配布する。それは本人のももちろん希望ではあるのですけれども、希望された方については配布を行っております。

○丸山委員

自宅療養者あるいは入院を待っている自宅待機者が入院できずに亡くなったというケースが札幌市で5人確認されておりまして、たまたまニュースで見たのですけれども、札幌市保健所は対応については問題はなかったとしていると報道されておりました。

小樽市では自宅待機あるいは自宅療養者に健康観察をしています。その頻度について1日何回とやっているのか、それをお答えいただくのと、それから全ての方にパルスオキシメーターを貸与していると考えていいのでしょうか。お答えください。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養者への健康観察の頻度につきましては1日2回、午前と午後ということで毎日行っております。

また、パルスオキシメーターにつきましては、陽性者のいる全ての世帯に1台貸与しているというような状況でございます。

○丸山委員

それで先ほども言った札幌市のケースでは、保健所の対応には問題なかったということなのですよ。ただ、この新型コロナウイルス感染症については自覚症状がなく病状が進行していくということも報道されておりまして、小樽市では、陽性者がいる世帯には全てパルスオキシメーターを貸与しているということでしたから、これで測って、健康観察のときにはそれを聞き取りしていると思うのですけれども、本人が息苦しくないと、自覚症状がないと。別に熱はあっても例えば入院するほど苦しくないというときであっても、このパルスオキシメーターの数値で、幾つだから、ではこういった対応をしましょうというふうになると思うのですけれども、その数値を本人はどのように理解するか、そういうことの対応はどうなっているかお答えください。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養者の健康観察、自宅での過ごし方ということにもなってくるのですけれども、パルスオキシメーターの数値は例えば単に数値だけではなくて、大切なのは経過であって、前日よりどう体調が変化しているかということをお自身が把握をして、その上で健康観察のときにそれを言うていただくことで、数値もあるのですけれども、例えば熱が下がりづらいであるとか食欲がなくなってきたりとか、もちろん息苦しく、今日、昨日よりも少し息苦しい感じがするとか、そういうようなことを、経過をたどっていくということが大切なので、貸与したときにはそ

のあたりも御説明をさしあげて、何か体調に変化があったら保健所に連絡を下さいということで指導さしあげております。

○丸山委員

そういったことについても毎日の健康観察で聞いているということですね。

ただ、それについても自宅療養者が増えてくると、なかなかこれに人手がかかると思いますので、やはり早期に陽性を発見するような検査体制を続けて検討していただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時48分

再開 午後5時13分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第6号及び議案第7号についてはいずれも否決、議案第8号及び議案第10号についてはいずれも可決、陳情第23号、陳情第2号ないし陳情第3号、陳情第11号第1項目の1、第3項目の1及び第4項目についてはいずれも採択、陳情第7号については不採択の立場で討論をいたします。

議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案はいずれも条例の一部を改正する条例案ですが、条例に定める保育環境において本来保育士が従事すべきところを規定の研修と見学実習を受け、保育士と同等かそれ以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めれば保育に従事することができるとしていることなどは変わっておらず賛成できません。

陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について、旧緑小学校跡地は総合体育館や市営室内水泳プールの建設が予定されていることから市民会館の移転には賛成できません。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

昨年の市内の出生数は433人となり減少傾向が続いています。また新型コロナウイルス感染症の影響が出てくるのはこれからではないかと懸念しています。子育て中の保護者が高い関心を持つ子供の医療費助成は早急に小学校卒業まで無料化の拡大をするべきと考えることから強く採択を求めます。詳しくは本会議にて述べることにいたします。

以上、各会派の委員の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号及び議案第7号並びに陳情第2号、陳情第7号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。